

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

総務常任委員会 会議録			
日 時	平成 18 年 9 月 20 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 0 0 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、上野・山田・小前・菊地・横田・ 佐々木(勝) 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、佐々木勝利委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「銭函 4 丁目に出店表明のあった複合レジャー施設について」

(総務) 企画政策室相庭主幹

銭函 4 丁目地区に計画されている複合レジャー施設について報告いたします。

当該複合レジャー施設につきましては、去る 9 月 4 日、株式会社山本工業及び SOM (ソム) 株式会社から、本市に対し事業計画書が提出されたところであります。

計画の概要について説明いたします。

資料として提出しておりますが、銭函 4 丁目石狩湾新港地区の土地区画整理事業区域第 12 港区の一部、敷地面積は 2 万 6,400 平方メートル、第 1 期工事として、スーパー銭湯、勝舟投票券場外発売所、パークゴルフ場 9 ホール及び施設利用者用の駐車場約 500 台分を、第 2 期工事として、飲食店、釣り具店を建設するものであります。

当該地は、平成 16 年 4 月、北海道の石狩湾新港地域土地利用計画の改定が行われ、大規模複合ゾーンとし、従来の生産流通拠点の形成に合わせ、沿道サービス系、イベント施設、集客施設の立地を促進する地域と位置づけられ、また小樽市は、平成 17 年 3 月に、用途地域を工業専用地域から準工業地域に変更しており、計画にある施設の建設は可能であります。

基盤整備につきましては、上下水道施設は整備されておりますが、道路は未整備であり、各基盤整備事業について、事業計画者、土地所有者との協議が必要となります。また、下水道は北海道が管理し、温泉探掘の許可権者は北海道であることから、北海道との協議も必要と考えております。

また、勝舟投票券場外発売所の建設は、他の施設と異なり、設置者の国土交通大臣の確認を受ける必要があり、確認申請に当たっては、地元自治会・町会の同意、市町村長の同意、議会が反対を議決していないこと等の条件が付されております。

以上のことから、市といたしましては、既に立地している企業の意向、将来にわたっての土地利用との関係、今後の誘致企業への影響、土地所有者の考え方など、さまざまな角度から検討してまいります。

委員長

「財政再建推進プラン実施計画の平成 17 年度取組状況について」

(財政) 中田主幹

財政再建推進プラン実施計画の平成 17 年度における取組状況とその取組効果について報告いたします。

なお、この財政再建推進プラン実施計画は、本年 2 月に策定したのですが、この実施計画には、財政再建と行政改革の取組を一体的に進めるため、計画期間が平成 16 年度から 18 年度までの行政改革実施計画第 3 次改定の取組項目につきましても、この財政再建推進プラン実施計画に整理・統合し、行財政改革の取組を行ってきたものです。

配布資料を御参照いただきたいと思います。まず、17 年度の主な実施内容を報告いたします。

・行財政システムの改革 1. 組織・機構の改革と市民協働の推進 (1) 組織・機構のスリム化・効率化では、組織・機構の見直しとして、厳しい財政状況の中で、スリムで効率的な行政運営を目指して、室・課などの再編を行いました。また、現業職場の見直しとして、公用車の集中管理体制の拡大を行いました。次に、(2) 官民の役割分担の見直しでは、業務委託の推進として、家庭ごみ収集業務の民間委託の拡大を行ったほか、公共施設等の民間移譲として、中央保育所、新光・銭函デイサービスセンターを民間に移譲いたしました。また、地域住

民、ボランティア・NPOとの協働として、「杜のつどい」による福祉コミュニティ都市推進事業を実施したほか、旧日本郵船株式会社小樽支店と手宮洞窟保存館の受付業務等をNPO法人に委託いたしました。そのほかにも、ボランティアの皆さんの力をおかりして、学校や子育てに係る事業を行っております。また、第三セクターの見直しとして、株式会社小樽都市開発公社を清算し、株式会社小樽交通記念館につきましては解散が決議され、現在、清算手続が進められているところであります。

2ページをお開きください。2.内部努力の徹底(1)人件費等の抑制では、定員管理の適正化として、全会計の職員数を、前年度と比較して37人削減いたしました。また、特別職・一般行政職の給与の削減を拡大したほか、特殊勤務や管理職手当につきましても前年度に引き続き、削減を継続いたしました。また、その他として、議会では、議員報酬等の自主的な削減がなされたところでございます。次に、(2)事務事業の見直しでは、公用車運転の拡大と公用車の集中管理を拡大したほか、公共事業等の見直しとして、公募型指名競争入札を試行いたしました。

3ページになりますが、(3)経費の節減では、委託業務仕様の見直しといたしまして、清掃や警備、エレベーター保守点検業務の見直しを行いました。(4)新たな歳入の確保では、広告料収入の確保といたしまして、ホームページのパナー広告、坂道に設置しておりますスリップ防止用砂袋等への広告掲示を行いました。また、3.事業の厳選等では、(2)事業の選択・厳選として、平成15年11月に示しました政策課題の見直し項目を昨年度に引き続き実施したところでございます。次に、4.特別会計・企業会計の収支改善では、駐車場事業特別会計、病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業の企業会計で、記載のとおり事業の見直しを行っております。次に、.公平で適正な負担のあり方では、1.行政サービスの範囲と負担の見直しとして、.として、施設使用料の見直しを行ったほか、.として、補助金等を見直しを行いました。

次、4ページをお開きください。.資産、ストックの有効活用1.公共施設の統廃合や有効活用 公共施設の統廃合として、消防署の見直しのほか、市民部分室とロシア人向けインフォメーションセンターを廃止いたしました。また、2.遊休等資産の有効活用では、蘭越町所在の山林を売却したところでございます。次に、.その他では、1.人材の育成と多様な人材の確保、2.公正の確保と透明性の向上、3.行政サービスの向上の取組を実施したところでございます。

次に、5ページになりますが、これらの結果、実施したもの及び継続実施している項目数は41項目となります。また、取組による効果についてであります。平成15年8月時点で、財政健全化として、平成18年度までに一般財源で40億円の見直しをすることを目標に取組を進めることとしておりましたが、平成17年度決算では、16年度決算と比較いたしまして、約20億3,700万円の取組による効果を上げることができ、16年度決算と本年度の18年度予算との効果を合わせると、3か年合計による取組の財政効果は55億3,800万円となりました。

委員長

『「小樽市における高等学校教育の在り方」検討懇話会の答申について』

(教育)学校教育課長

それでは、小樽市における高等学校教育の「在り方」検討懇話会の答申について報告いたします。

北海道教育委員会では、今年度、新たな高校教育に関する指針を策定し、この8月に公表しております。平成20年度以降は、この指針に基づき、公立高校配置計画を作成することになります。

小樽市においては、前回の指針に基づき、平成13年度から17年度の5か年で3間口、桜陽高校、工業高校、潮陵高校の削減が行われました。小樽市教委では、この道教委の適正配置計画に対し、市長をはじめとして市議会議員の皆さんを中心に、要請行動や陳情などの取組を行ってきました。しかし、生徒減少の中で、これまでの取組について検討すべき時期に来ていることや、高校のあり方の検討については自治体だけの取組ではなく、広域的な協議が必要なことから、父母や教育関係者や経済界など、12名の委員による検討懇話会を設置して、小樽市の高校教育

のあり方について検討していただき、今回の答申になったわけであります。

事前に配布しております資料について、概略を述べさせていただきます。

この構成としては、一つとして、小樽市における高等学校教育に関する現状と課題、二つとして、小樽市における高等学校教育の基本的な考え方、三つとして、「小樽市における高等学校の今後の在り方」、四つとして、北海道教育委員会の要望となっております。

資料の 7 ページをごらんいただきたいと思います。道教委への要望では、普通科高校につきましては、現状間口の維持と教員研修の充実を、職業学科高校につきましては、施設・設備の整理・充実と学級定員の少数化と教員研修の充実をうたっております。それから、私立高校につきましては、私学経営に十分配慮した定員調整をうたい、定時制課程につきましては、継続配置を上げてございます。今議会終了後、できるだけ早い機会に教育委員会としてこの答申を基に、道教委に対して要望を申し入れしていきます。

委員長

「小樽市室内水泳プール廃止後の対応策について」

(教育)室内水泳プール館長

まず、小樽駅前第 3 ビル周辺地区再開発事業に関する動きについて説明いたします。

去る 8 月 30 日に開催された小樽市都市計画審議会において、小樽市都市計画第一種市街地再開発事業の決定が市長に答申され、北海道の同意を得た後、9 月 11 日には、市として告示をいたしました。建設部から伺いましたが、この告示を受け、再開発準備会としては、11 月を目途とした再開発組合の設立に向けた作業を進めているとの説明を受けております。

教育委員会としては、これまで市を通じて再開発準備会に室内水泳プールの存続を申し入れてまいりましたが、ただいま申し上げましたとおり、再開発事業の都市計画決定が告示され、再開発組合設立に動き出したことで、プール存続については、これまで厳しい局面にあったものが、断念せざるを得ないものへと変化したものと思っております。つきましては、この間の教育委員会での議論経過や一定の方針について、次のとおりまとめ、あわせて具体的な対応案について別紙のとおりまとめましたので、報告いたします。なお、当面の対策案を検討するに当たり、現在の室内水泳プール利用者には、これまでの利用に当たってのサービス水準を低下させないことを念頭に置き、あわせて障害者の方々の利用に対しても十分な配慮を行うことを基本とし、高島小学校温水プールの一部改修を行う。各種教室の開催については、民間施設との連携を図る中で、引き続き実施していくという観点で取りまとめております。

配布しております資料の内容について説明いたします。

基本的な考え方については、7 月 27 日の教育委員会第 7 回定例会並びに 8 月 31 日の第 8 回定例会において了承されており、1 点目は、新たな施設については、次期総合計画へ位置づけることにより、早期実現を図っていく。2 点目は、当分の間、高島小学校温水プールを中心に、民間施設を含めた既存施設の活用を促すの 2 点であります。このことについては、去る 9 月 1 日に、教育委員会として市長に直接要望書を手渡しました。

当面の対策案については、1 点目として、障害者利用にも配慮し、高島小学校温水プールの一部改修を行うこととします。具体的には、室内水泳プール利用者すべてが高島小学校温水プールを利用することにはならないものの、利用者の増加が予想されるため、女子トイレを 2 ブースから 4 ブースへ、男子小便器を 2 個から 3 個へ、シャワーを 2 ブースから 6 ブースに増設する。高島小学校温水プールの水深が 130 センチメートルのため、室内水泳プールの水深に比べ 10 センチメートル深いため、身体障害者の方々や上背のない方が危険であるとの多くの方々の御意見に対し、水深 120 センチメートルとなるよう、新たにプール水槽の内壁に排水口をつくり、水位調節をするサイドフロア方式の工事を検討する。なお、競技大会など、130 センチメートルの水深が必要なときは、排水口を閉じ、水深を確保する。障害者などのプールに対する利便性の向上については、新たに移動可能な階段式タラップを設置する。

あわせて、水槽清掃やライン塗装も行います。以上の対応については、平成18年度内で終了したいと考えております。

次に、19年度に行う対応としては、室内水泳プールで解体・撤去することとなる機械設備の中で、高島小学校温水プールで使用できるろ過器などの交換を行う。また、築後12年を経過し、外壁の痛みや雨漏りが発生していることから、外壁補修と屋上防水を行う。

次に、2点目として、高島小学校温水プールで対応困難な成人教室などについては、民間施設を利用し、開催する。また、各教室開催に当たっては、その指導業務を委託することとし、その際の教室参加者の費用負担は現状を維持する。各教室開催の検討に当たっては、現行の開催時間で実施することを基本とし、民間施設を含めて通年利用が可能かどうか、25メートルが確保できるかどうか、交通アクセスはどうか、コスト的にどうかを総合的に比較検討した結果、小学生教室については、現在、16時から実施しており、高島小学校温水プールが実施可能なため、民間施設からの講師派遣での開催を検討する。これまで、室内水泳プールでは、常設教室、成人教室については、10時から13時の時間帯で、水中体操教室については、14時から15時の時間帯で実施していることから、期間的に利用が制限される高島小学校温水プールでの通年開催は難しいことから、民間施設での実施を検討する。

3点目として、高島小学校温水プールの開放時間を授業に支障のない範囲で拡大する。平日の夏期、5月から10月は16時からの開放としておりますが、6月から8月は、市内小学校の水泳授業に専用使用しているため、現行どおりの16時からの開放となりますが、5月、9月、10月については、10時からに拡大する。冬期、11月から4月は、13時から19時まで開放しておりますが、水泳授業がないことから、室内水泳プールと同様の10時から20時の開放時間とする。土曜日は、これまで18時までの利用時間であったが、室内水泳プールと同様に、20時まで拡大する。なお、ただいま報告申し上げました具体的な対応につきましては、今後、さらに細部にわたり調整いたします。

委員長

次に、本定例会で付託された各案件について、順次説明願います。

「議案第23号について」

(総務)総務課長

議案第23号小樽市の休日定める条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

本市の年末年始の休日は、平成10年度に、それまで国及び北海道と同様であった12月29日から翌年の1月3日までの日から、市内の企業や金融機関等における年末の休日に合わせることで、市民サービスの向上を図るため、現行の12月31日から翌年の1月5日までの日に変更したところであります。

しかし、その後、国民の祝日に関する法律の一部改正により、平成12年から、それまで1月15日だった成人の日が1月の第2月曜日に変更になったことで、年末年始の休日が長期化する年が発生したことや、国や北海道との業務遂行上の問題、窓口や各施設等の利用状況などを考慮し、以前の12月29日から翌年の1月3日までの日に変更するものであります。これに伴いまして、総合福祉センター、その他の施設についても年末年始の休館日を変更するとともに、固定資産・都市計画税及び介護保険料の12月期の納期限を変更するものであります。なお、施行期日は、休日・休館日などについては、公布の日、12月の納期限については、平成19年4月1日とするものであります。

委員長

「議案第29号について」

(消防)村岡主幹

議案第29号小樽市消防本部及び消防署設置等条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例案は、平成18年6月14日公布、同日施行、消防組織法の一部改正により、市町村の消防の広域化について新たな1章が加えられ、広域化に関する規定を置いたことから、現行の条項が繰上げ又は繰り下げられたことに伴い、小樽市消防本部及び消防署設置等条例、小樽市消防団条例、小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に

関する条例、小樽市消防団員等公務災害補償条例、小樽市職員恩給条例での任用条項の変更を行うとともに、文言整理等所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第31号について」

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第31号小樽市非核港湾条例案の提案説明をします。

9月16日に閉会した第14回非同盟首脳会議では、核兵器の完全廃絶と新たな非核地帯の設立を宣言の中に盛り込みました。核保有国が核兵器完全廃絶を達成するという2000年の明確な約束を遂行する必要性と、そのための交渉を遅滞なく開始することの緊急性の必要性を強調するなど、核兵器廃絶に向け、新たな一歩を踏み出した画期的な出来事だと思います。

小樽市は、24年前、「今核兵器の廃絶・使用中止は最も緊急な課題であり、日本国民は世界唯一の非核国民として、それを積極的に実現する崇高な責務を負っている」と、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。非核港湾条例制定は、核兵器を世界から一掃しようとする大きな世界の流れに一致する行動です。ぜひ実現させまじょうと呼びかけて、提案説明とさせていただきます。

委員長

これより質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

菊地委員

複合レジャー施設計画について

最初に複合レジャー施設について1点だけお聞きしたいと思うのですが、基本的な考え方については、昨日の予算特別委員会でも質問させていただきましたけれども、今日、事業計画書が資料として出されていますので、基本的にはそういう施設は来てほしくないという思いがありますが、この中で、除雪のことについて書かれていたのですが、石狩湾新港地域の除雪体制ということで、冬季間の候補地周辺の交通事情で、除雪に関する道路管理者は北海道開発局、北海道、石狩市になっていますけれども、基盤整備がされた後は、当然小樽市が除雪の主体になるのかなというふうな疑問を持っているのですが、その辺はどのように考えますか。

(総務)企画政策室長

結論からいえば、今後、検討課題ということになるかと思えます。というのは、この今日配布させていただいている資料というか、事業計画書にもありますとおり、国道337号は開発局の守備範囲になるかと思えます。ただ、横というか、市道樽川西循環線、ここは今計画道路としては市道の位置づけにしようということになっておりますが、現在、まだ道路ができておりません。ただ、この道路も、これは総務部長が答弁していますけれども、土地所有者なりあるいはこの計画者なりが仮にこの施設ができ上がった場合、どこまで道路をつくるかと。それで、きちんとその市道としての要件が達せられるような道路になれば、それは市が受けて、当然市道の認定ということになるわけですが、この施設の周辺、どこまでを道路として整備をするかによっても、この周りをぐるっとだけでしたら市道としてもらうということにはきっとならないだろうというふうには思っておりますので、その辺も含めて、土地所有者なり事業計画者なりとの協議になっていくだろうというふうには思っております。

菊地委員

わかりました。

図書館北小樽分館について

教育委員会に、北小樽分館のことについてお尋ねしたいのですが、新聞で、図書館北小樽分館の方向性が見えて、私もほっとしているのですけれども、その経過について、若干説明いただけますか。

(教育) 図書館長

北小樽分館についてのお尋ねでございますけれども、先般、9月8日に北海道新聞の方に掲載されたことでございますが、第2回定例会のときにも菊地委員の方から北小樽分館はこの後どうするのだという御質問をいただいたわけですが、その後、町会とか、学校関係者等々にいろいろ相談を申し上げた中で、あの周辺の町会長のお一人の方から、回覧板を使ってはどうかという御提案をいただきました。その回覧板を使ってということを受けて、我々としてはどういう呼びかけをしようかということを経営で議論した上で、回覧板による周知を図りました。8月いっぱいということで周知したところでございますが、2名の申出がありまして、ボランティアを引き受けたいというお話がございまして、お一方は電話で話をし、お一方は面接をさせていただいたわけですが、そのお一方に今回お話を聞くということでございました。その方については、非常に熱心な方で、町会の役員もされているということでございますし、もう一つは、地元のお年寄りとか子供たちとの触れ合いを常に求めてきているということから、北小樽分館の性格上、自分の求める、そういうものを分館のボランティアの中で遂げていきたいということでございました。今回、そういうことで運ばせていただいているところでございます。

菊地委員

そういう協力があったということで非常によかったと思うのですが、10月以降も現行どおりに進めて、開館といえますか、していけるのでしょうか。

(教育) 図書館長

今のところ、まだスタートしていないのですけれども、現在、その事務的なところとか、引き継ぎを15日にさせていただいています。その中では、御本人もできれば住民のことを考えたら、来年の3月までというのではなく、これからもずっと通年、雪が降ってもできるというふうにはおっしゃっていますが、現実には、あの6月の議会のおきにもおっしゃった課題としてあるのが、施設が老朽化していることと、それから施設の老朽化に伴うところの寒さと言いますでしょうか、冬の場合は寒さがあります。そういうことに対しての現実的な対応については、これから検討させていただきたいと思っております。一応物の何かがあれば、逆にそのボランティア、今ボランティア候補者と言っていいのかわかりませんが、その方から申し出ていただきたいというふうにお願しております。

菊地委員

確かに、冬場のあの施設の寒さというのは並大抵のものではないというのは私もよくわかりました。会館の2階を使っていますね。下の会館を借り受けたりとか、そういうことができるのではないかと以前、たしかお話しされていたこともあったと思うのですが、そういう方向では何か改善策はないのでしょうか。

(教育) 図書館長

ただいまの御質問に関しましては、確かに第2回定例会のとき、そういうお話も町会から提案されました。ただ、今、現実にはこれから初めてこういうボランティア活動に携わるということもありまして、今のキャパシティを、容積というのか、容量を大幅に増やすというか、目の届かない範囲をつくるということは、ちょっと今は難しいということで、様子を見たい、そういうふうには思っています。

菊地委員

先般、開かれました図書館協議会の中でも、子供たちの活字離れということが非常に心配されるというお話もあったのですが、その中でも、この北小樽分館で利用している方の27パーセントは7歳から12歳までの子供なので、そういう意味では、一番利用度が高い年齢なので、こういった環境をきちんと残してあげることが活字離れを

阻止する一つの方向ではないかというふうに思っているのです。

北小樽分館の存続もどうなのかということもありましたけれども、このように存続できて、さらには北小樽分館をどこかへ移すのではなくて、こういう分館を新光とか、銭函とか、そちらの方に拡大していく方向で、ぜひ図書館としても頑張っていただきたいと思うのです。その辺についてはいかがでしょうか。

(教育) 図書館長

激励半分、した半分ということで聞こえますけれども、基本的には、今のこの北小樽分館のボランティア制度というのがこの4月からスタートして、まだ実際には半年たっておりません。1年間やはり過ごした中で、こういうボランティアが途中でいなくなるということで、交代をしなければならない。こういう実態を考えますと、なかなかその地域住民と公共施設が一体となってやっていくということは、これはすごいハードルが高いというのは、今回初めて感じ取ったわけです。そういうことから、今、菊地委員がおっしゃるとおり、北小樽分館の充実もさることながら、各地にそういうものをということについては、今の北小樽分館の成功例とか、さらに課題とかを検証した上で、やはり前に進むためには、今の、いわゆる子供に向けた活字離れを防ぐという、もっと言えば、小さいころから本に親しむということを考えてときに、そういうものが必要なのだというふうに思っております。ただ、今申し上げたとおり、すぐさま手をつけられるものではないということだけは申し上げておきたいと思えます。

菊地委員

ぜひ、方向性は探っていただきたいと思えます。

地域パトロールについて

次に、地域パトロールのことについてお聞きしたいのですが、子供の放課後、登下校時と申しますか、地域での安全を守るという意味で、その成り立ちと申しますか、経過について説明していただけますか。

(教育) 学校教育課長

従前から市教委では、子供の登下校時の安全という形の中では、防犯ブザーを配布したり、学校で安全マップをつくったり、防犯教室を開いたり、さまざまな取組をして、なおかつ学校には、地域との連携を基に子供の安全を図っていただきたいということ、再三再四お願いをしてきました。

今年度に入りまして、道教委の方で、通学路等のパトロールボランティア養成講習会の事前説明会が開かれました。これは、通学時における子供の事件・事故が起きている現状を踏まえて、地域住民や保護者の方でその子供の安全を確保したりという形の中で、道教委がそういう講習会の事前説明会を開いた。道教委の方で、各市町村教育委員会のそういう講習会をお願いできないかという形になりまして、それを受けまして、教育委員会としては、以前からそういう形で子供の安全確保について留意してまいりましたので、それを取り入れまして、各学校の方にそういった形でできないだろうかということで通知を出しました。学校の方でも、その取組については十分理解できるというような形の中で、開催をするということが決定いたしましたので、7月10日から、銭函から忍路まで全市13会場にわたりまして、延べで507人の方がその講習会に参加をしていただいたという経緯でございます。

菊地委員

講習会を開いて参加された方々が集まると、具体的にその地域地域でPTAとか、町会とか、そういうことで実動部隊と申しますか、そういうふうにつくるという方向での話は、そこまでの行動提起まではされているのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

当然、パトロールボランティアですから、子供たちの安全を守ることが主眼でございますので、そういうことを主に話して、事例発表とか、例えば講習会の中で、各地ではこういう腕章までして地域をパトロールする。それから、地域の町会が主になってやっているとか、そういった事例をそれぞれ話しました。その中で、学校側で既に腕章をしてパトロールしているところとか、今年も新聞でいろいろ載りましたけれども、銭函地区とか、それ

から桜とか、望洋台とか、それぞれ町会を含めて活動しているところもたくさんございますので、そういった事例なども紹介をしながら、これからの地区もございますので、そういった地区については、例えば町会に持ち帰っていただいて、できることからやっていただきたいという話をしてございます。そして、そういう中で、先ほど言いましたように、既にやっているところもございますので、やっているところについては、参加者といいますが、そのパトロールについて私もやるという方を少しでも多く募集するというのですか、そういう形の中で講習会を開いていたわけでございます。その結果、私の方のまとめでは、小学校が13校、中学校が6校の19校ですね、それぞれそういった活動を今行っているところでございます。

菊地委員

実は、若干の町会とかPTAから、教育委員会もあんまりなのだという苦情を聞きまして、町会とPTAがきちんと連絡をとり合って、話し合って進めて、順当にいけばいいのだけれども、ここでちょっといざこざということではないけれども、意思疎通がうまくできないときに、そういう強制とか、それから高校生を教育委員会がどう示唆してくれるのかというような要請といいますが、質問といいますが、どういうふうに考えているのでしょうかというふうな意見もあったものですから、その辺をお聞きしたかったのですけれども、もう一つの町会は、いや確かにそういう感がなかったとは言いつれもないのだけれども、それでも町会として、子供たちの安全を守るためにはそれは言っていられないと。だから、自分たちとしてもできる方向を今探っていますというふうに、積極的に動いているところもあったのです。そういうところでも、うまくいって順当に町会・PTAが協力してやっているところの経験とか、そういうことをきちんと交流できるような、その経験を聞きながら自分の町会の取組をしていこうというような場とか、情報を得るようなことを引き続き教育委員会がやってくれると助かるというふうな意見もあったのですが、そういう方向性については、何かお考えでしょうか。

(教育) 学校教育課長

今回、全市的なレベルでそういった講習会を開いたのは初めてでございますので、私どももその講習会に参加をして、こういう講習会を一つの契機として、それぞれ各町会で話をしてもらって、お願いしたいという話をしてございます。今、菊地委員の方から言われたような話、ちょっと私どももまだ確認はしてございませんけれども、私が聞いた中では、PTAが町会と話をし、次の会合のセッティングをすとか、そういったこともされています。ですから、あくまでも学校の方にそういった部分では、私どもが持っている資料といいますが、いろいろな事例とか、そういったことも紹介しながら、学校と町会なりPTAと三者連携の中でやっていただければ、やはり地域のことですので、そういった形の中で運営されていくのが一番望ましいと思いますので、そういった事例とかがありましたら、私の方も積極的に学校の方に発信をしていきたいと思っています。

菊地委員

では、これは子供の放課後の地域での安全を守るということもありますけれども、子供だけではないですね。今、これだけ大変な世の中になってきているので、教育委員会だけがずっとやっていくというのは限界があると思うのですけれども、市役所の中でも、教育委員会とまたそれに関連する部署とのその関係とか、調整とか、そういう方向については、何か動きがあるのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

私どもの方は、児童・生徒の安全確保ということでやってございますけれども、市民のその防犯とか、そういったことに関しましては、市民部の方でそういった動きをして、それぞれその防犯教室とか、いろいろな活動をやっているというふうに聞いていますので、私どもの方も市民といろいろ連絡をとり合いながらやっている部分もございますので、これからもそういう形では行っていきたいと思っています。

菊地委員

実質公債費比率について

予算特別委員会で、共産党が要求した資料なのですが、これは最初は実質公債費比率の試算ということで出させていただきました。この資料の数字の内訳といいますか、この比率が出てくる資料の中で、一体どういう事業がこの中に含まれているのかということ、翌日改めて出していただいたのですが、この 2 枚を重ねてみないとなかなか読み取れないところがあるのですけれども、簡単にこの資料の見方について、財政課長から説明していただけますか。

財政課長

まず、14日に提出させていただいた実質公債費比率試算の方の数字なのですが、その一番左側の公債費充当一般財源、これが19日に提出させていただいた資料の公債費充当一般財源ということで、1,000円単位と100万円単位で単位が違うのですけれども、これが実質公債費比率を試算したときの元の数字でございます。19日の資料のを見てほしいのですが、公債費充当一般財源、平成19年度のところで、A欄として83億6,900万円、これに特定財源として市営住宅の使用料とかが入ってきますので、それを元利償還金に充てますので、その数字を差し引いた78億6,900万円、これが14日提出の19年度のところの公債費充当一般財源78億6,900万円、この数字と合うような形になっております。それで、順次年度を追ってそういう数字になっております。それから、19日の資料ですが、19年度以降の事業としまして、衛生、土木、消防、教育、その他というふうに分けさせていただいておりますが、ここに書かれている事業について、事業費と起債額で表させてもらっております。これが実際、その上のの方にどうやって行くかとなりますと、衛生費であれば衛生費のところの事業費が5億9,500万円、それに対する起債額が5億900万円ということで、これに対する元利償還金はその欄外に書いてございます借入れ条件として、利率2パーセントから2.5パーセント、借入れ期間として10年から20年、これは事業の種類によって違うのですけれども、そういうような形で利息と元金を計算してございます。19年度事業であれば、一番上の公債費充当一般財源(A)の20年以降に、その利息と元金が出てくるというような形になります。その真ん中の欄の欄外で、借入れ期間が10年から20年ということで、実際その借り入れた翌年度から3年間については利息だけを払って、元金が4年目以降に出てくるというような形が、その事業に起債を入れた場合の元利償還金の額になっていきます。

それから、19日提出資料の準ずる元利償還金、それがその14日提出でいけば、準ずる元利償還金、の欄の数字の内訳ということで、これにつきましても19年度の数字を見ていただければ、14日提出資料では23億5,400万円程度なのですけれども、19日提出資料では23億1,800万円、若干の差があるのですが、この差につきましては、公債費に準ずる債務負担行為、ごみ収集車とかを買った場合、予算書を見ると、約6年間の債務負担行為で購入してございます。それに対する、これにつきましても、今回の実質公債費比率に準ずる元利償還金として扱いますので、そういうものが入っています。あと特別養護老人ホームの「はる」という施設の建設費に対する補助、それも準ずる公債費として扱うということで、その額がこの差額で約3,500万円程度は入ってございます。これらを基にしまして、交付税算入分とかを差し引きまして、今回から出てきました公債費比率というものを算定してございます。一応、二つの表のつながりというものは、そういう形で作成しております。

菊地委員

それで、14日の資料の最後の3か年計画平均のところでも実質公債費比率が出てくるのですね。そうすると、この21年度までは出てくるのですけれども、19日に出していただきました資料で見ると、平成21年度以降の実質公債費比率というのはどうなってくるのでしょうか。

財政課長

本会議で、その実質公債費比率が25パーセントを超えるかという御質問があったわけなのですが、その試算として、今回の14日提出の試算の表を出しているのですが、これらの数値で試算していきますと、19日の資料でもおわ

かりのとおり、その 公債費充当一般財源計（A - B）の数字自体が、平成19年度と28年度を比較しますと、半分とは言いませんけれども、かなりの額で落ちていきます。こういうことも勘案しながらその試算をしていくと、実質公債費比率が25パーセントを下回るというような形で答弁させていただいております。この枠が実際下がっていけば、14日の資料の試算の単年度の数字自体が、実際算出からいきますと、19パーセント台の数字がもっと落ちてくるのではないかとということで試算しております。その際の一定条件として、標準財政規模の中に普通交付税の額とかが入っているのですが、18年度の一定の額として置いているということもありまして、市長答弁の中では、病院事業の元利償還金が一番多くなる27年度ごろと試算しているわけなのですが、そこまでいくと、果たして普通交付税の額自体が今の額を確保されるのか、そういうこともございまして、一定の条件の下でこれを試算して、一定程度そういうものであれば試算の数字は出せるかと思えます。

菊地委員

実質公債費比率をかなりきちんと試算していくためには、今後のさまざまな地方交付税の動向とか、それを見なければ難しいということですよ。私が懸念するのは、そうなってきますと、これから次期総合計画をつくる段階に今入っていますよね。これまでもエンゼルプランとか、次世代のいろいろなプランをつくってきたときに、そこに参加されている審議会の皆さんで計画をつくっても、財政の裏づけはどのようなだろうというような御意見があったのです。総合計画にさまざまな事業が盛られたとしても、その財政の裏づけについてはどうなるのかという心配といえますか、懸念があるのですが。

（総務）企画政策室長

確かに、以前から総合計画の策定に当たって、市の財政との関連について何回か御質問いただいたと思っております。その段階で、私どもも答えているつもりなのですが、まず一つは、絵にかいたもちと言ったらちょっと言葉に語弊がありますけれども、どんな計画であっても、基本的にはやはり財政的な裏づけに担保されなければ、実施していくことはまず難しいだろうというのが一つ前提としてあると思えます。ただ、それは現在のこの21世紀プラン、これをつくったときも当然それはあったわけです。ただ、今回と違うのは、ある意味では、その歳入の関係については、今、財政課長の方からもありましたけれども、地方交付税等を中心にして、一定程度の安定的な収入というのが見込めた中で、つくっていったのではないかというふうには思っています。ただ、今回の状況からいたしますと、もちろん市税の関係もありますけれども、地方交付税を含めて、今後、その地方自治体の歳入がどういうふうになっていくのかというのを一方で見ながら、もう一方で総合計画を策定していくという、そういった形になっていくだろうと。その意味では、よく言われる言葉ですけれども、選択と集中とか、あるいは必要性と緊急性とかという、相反する二つのものの中でどういった整合性を持って計画をつくっていけるのかという、そういったことを念頭におきながら、策定作業に入っていく必要があるだろうというふうには思っております。

菊地委員

室内水泳プールについて

教育委員会に室内水泳プールのことについてお尋ねしたいと思います。

教育委員会は、都市計画審議会、それから再開発準備会の動きを見ながら現室内水泳プールの存続については、これは困難と見て、新たな対応策を考えられているようなのですが、教育委員長の名前入りで、次期総合計画に室内水泳プールの存続を入れてほしいというふうに申し入れていると思います。ただ、そのときに、次期総合計画に位置づけて、早い時期に実現させていただきたいという文言だったと思うのですが、この早い時期というのは、具体的にはどのような年次というふうにお考えなのか、そのことについてお答えいただきたいと思えます。

教育長

次期総合計画も恐らくは10年のスパンで考えられるのではないかとこのように予想されます。前期と後期に分けましたら、大変厳しい状況ではありますが、前期には実現させたいものと教育委員会では思っており、今後もお願

いしてまいりたいというふうに考えております。

菊地委員

教育委員会としては、ぜひ前期で実現させてほしい。ただ、総合計画を今策定の基本的考え方としては、緊急性とかということで、その辺についてもさまざま温度差があるというふうに率直なところ思うのです。プールの必要性については、もうこれまでも議会で何度も論議してきましたし、必要性については認めると、次期総合計画には何とか入れていきたいということでは、教育委員会の要望もあるし、市長部局でもそう考えている。ただ、それが財政的な裏づけで、どう実現していくのか、その緊急性についての論議でいくと、まだまだプールの存続を願う方たちの思いが伝わっているとは言い難いというふうに私は率直に思っています。

それで、今やろうとしている（新）博物館構想とか、それから旧手宮線の取得の話が持ち上がっていますけれども、それというのは、現総合計画の中ではどのように位置づけられていたのでしょうか。

（総務）企画政策室小山主幹

まず、博物館につきましては、「はぐくみ 文化・創造プラン」の中で出ておりまして、これは8年前につくったものですが、その中では、基本計画の中で、生涯学習の場として新博物館建設に向けた取組を進めます、そういう記述でございます。それから、手宮線につきましては、「にぎわい 都市・形成プラン」の中で位置づけられておりまして、その中の主要施策として、旧手宮線については、市中心部の活性化に寄与するような有効活用を図ります、こういう記述になっております。

菊地委員

プールにつきましても、現総合計画の中でも生きがい対策とか、それから「にぎわい 都市・形成プラン」の中でもその功績といいますか、そういうことでは緊急性もあり、重要な課題だとは思いますが、その緊急性だけでも実際にお金がかかる、財政的な裏づけがないということでは、総合計画の中に位置づけられても果たして実現するのだろうかというのが、多くの今プール存続にかかわっている方々の率直な思いだと思うのです。それというのは、私はプールそのものの必要性もあるのですけれども、行政そのものに対する市民の大きなこれからの信頼とか、そういうことにもかかわってくると思うのです。そういう意味では、今、教育長は5年というスパンを言いましたけれども、その5年が果たして約束されるものなのかどうか、そういう疑問も大きく出てくると思うのですが、市長部局としては、緊急性それから早期実現についての具体的な年次というのは持っているのでしょうか。

また、旧手宮線の取得といったときには、はっきり3か年をめどに整備していくという具体的な数字が出てきます。そういうこととの比較ではどうなのですか。

（総務）企画政策室長

どういうふうな比較でものを言ったらいいのかあれなのですが、例えば今の総合計画の21世紀プランの中でも、今、私どもの方でその点検といいますか、総括の整理もしておりますが、現実的には、この総合計画の21世紀プランの中に、この方向でやっていこうということで記載をしておりますけれども、残念ながらできなかったものも何点あります。今の場でもいろいろ議論いただいたのですけれども、朝里地区のコミュニティセンターなんか一つの例だと思います。これも市としてもやりたくないとか、そういったことではなくて、ある意味土地も確保してあるわけですが、どうしても現状の財政状況の中で、この10年間の計画期間の中ではできなかったという、そういった部分というのがあります。

今、教育長の方から一般的に次期総合計画の中での早い時期でと言われれば、半分に分けたときの前半が早い時期で、後半が遅い時期だということは私もわかります。ただ、これから庁内はもちろんですが、それぞれ市民の方々あるいはいろいろな団体の方々からの御意見も聞きながら、次期総合計画というのを策定をしていくわけですから、策定の事務局をあずかる企画政策室としていついつまでにと、あるいは前期には必ずということとはちょっと今の段階では明言はできません。御理解いただきたいと思います。

菊地委員

これは、では教育委員会が引き続き市長部局の方へ積極的に働きかけていただき、5年を3年、できれば平成20年から始まる総合計画の実施計画1年目に、初年度に何としても立ち上げてほしいというぐらいの意気込みで頑張っていたきたいと思います。

そうお話ししておきながら、若干聞いておきたいのですけれども、この対応策の中で、教室を民間施設から講師派遣というふうにあります。これは、指導業務を委託するということですが、教室の指導というのは、できれば今指導していただいている指導員の方々にそのままやってほしいという希望なんかもあるかと思うのですが、そういうことについては、職員の手だてはどのような形になるのか。

(教育)室内水泳プール館長

現在行われております各教室を、どのような形で開催していくかという部分につきましての検討ですが、これにつきましては、現行と同じような時間帯、あるいは同じような規模、こういうもので実施していくという条件の下に検討しております。そうした中で、先ほども説明しましたが、高島小学校温水プールの開放時間が、特に夏の期間3か月ほど、利用制限があるということで、小学校の教室は4時以降の開催で現行も行っておりますので、高島小学校温水プールで引き続きできますが、そのほかの特に成人向きの水中体操あるいは常設コースなどの午前から大体2時、3時ぐらいまで行っている時間の教室が、高島小学校温水プールでは3か月間できないという現実がございます。そうしたときに、現行行っているそういう教室が継続的に週1回あるいは週2回の開催をやることによって効果が出るという部分がございます、どうしても中抜けするような開催は難しいだろうということで、通年開催できる民間施設にお願いできればというのが現在検討している内容でございます。

それで、高島小学校温水プールで行う小学校の教室につきましても、直営の職員で引き続き行うことが可能かどうかを検討いたしました。そういう中で、現行、嘱託職員で対応しておりますが、週29時間の勤務時間がとれないという課題がございました。そのため、民間から講師を派遣するという方向で現在検討を進めているという状態でございます。

菊地委員

雇用している問題にも絡んでくるのですね。でも、実際民間から派遣ということは、民間施設として対応可能なのでしょうか。そういう話はまだ決着はついていないのでしょうか。

(教育)室内水泳プール館長

民間施設の方々とは現状の施設の利用が可能かどうか、あるいはそういう講師を派遣していただくことが可能かどうかのことを含めてお話を聞いておまして、それを前提にして、現在、対応策を検討しております。

菊地委員

対応策についてもかなり窮屈というか。

この教室参加者の費用負担は現状で維持することとするというふうになっていますから、一定の費用は補助をするように考えているのだらうと思うのですけれども、こういったものも含めて、実際室内水泳プール廃止後、現状のサービスをできるだけ後退させないようにしようとするためには、幾らぐらいお金がかかるかという試算はできているのでしょうか。

(教育)室内水泳プール館長

現在、進めている作業の中で、試算はしております。今日、示した資料にもあります対応策の内容でいきますと、18年度中に行う部分、19年度に行う部分、改修も含めてトータルで5,000万円程度の費用がかかるというように試算しております。

菊地委員

財政部の方からいただいた資料で、高島小学校温水プールの改修に4,200万円とあります。今の室内水泳プール館

長のお話は5,000万円ですから、改修以外のお金は800万円、これはこの教室の費用負担とか、そういうことに対して800万円で間に合うのでしょうか。

(教育)室内水泳プール館長

その差につきましては、委員の御指摘のとおり、教室の業務委託にかかわる分、あるいは高島小学校温水プールの開放時間を拡大することによって、これも現在監視・管理等の業務委託を行っていますが、この拡大分を含めてそういう差が出てくるということでございます。

菊地委員

こういうふうに見てみると、室内水泳プール廃止後の高島小学校温水プールでの対応策についても、いろいろ努力されていることはわかるのですが、利用する方にとっては窮屈だというふうに思うのです。現行の室内水泳プールで、市民の皆さんが本当に生きがいを持ったり、それから社会参加しようと思って頑張っている障害を持った子供たちが、そのまま健やかに伸びていこうとする、そういうことを保障するためには、一日も早く、本当に切れ間なく新しいプールでそういう利用ができるような施策というのはやはり緊急を要するものだというふうに思うのですが、そういう立場で、ぜひ教育委員会、それから市長部局としても臨んでいただきたいと思うのです。

教育長

教育委員会の立場としましては、これまでも申し上げましたように、教育委員会、私も含めて個人個人の総意にこたえるべく市長にこれまでもお願いしてまいりました。先ほどから何回も出ておりますように、財政の絡みですとか、小樽市全体の絡みもございます。教育委員会の思いとしては、先ほど触れたように、できるだけ早い時期にお願いするような方向でかかわってまいりたいと思います。御理解をお願いします。

総務部長

まず、総合計画の位置づけの問題で、これから市長部局としては、今も教育委員会を交えまして、答弁をしております。当然、立地する場所の問題もございますし、ですから、それが例えば教育財産がうまいぐあいにあけば、そういったところの議論もあるでしょうから、今、委員がおっしゃっているように、切れ間なく利用できるとなれば、来年の夏以前には取り壊そうというのなら、もう既につくっていなければ切れ間なくいかないわけですから、現実問題としては極めて厳しい話ですし、厳しいというより難しい話です。

ただもう一つは、その現在の財政再建推進プランが平成21年度までの中では、具体的にはまだそういったプールの建設というのをカウントしてつくり上げているものでもございませんので、そういったことを考えると、改めてその総合計画の早くても、先ほど教育長がおっしゃったように、その前期の中で最大限頑張れるのかなということが率直な今私どもとしての見方でございます。そういうところも含めて、市長はプールそのものの自体を否定しているわけではございませんので、財政問題も含めてこれから教育委員会とまた詰めていきたいというふうに思います。

菊地委員

参考までにお聞きしたいのですが、この高島小学校プールの改修は、平成18年度補正要求とありますから、これは12月の補正予算として出してくるのかというふうにも思うのですが、それとの絡みで、率直なところ、プールの廃止条例案はいつごろ出そうと考えているか、参考までにお聞きしたいのですが。

(教育)室内水泳プール館長

先ほども報告で説明しましたが、再開発事業の方の組合の設立が11月をめどにということで、現在、作業が進んでいるというふうに聞いております。それが一つの目安となるかと思っておりますので、その時点で、その動きが確定したときに、私どもとしましては、今後の対応、当面の対策に係る補正予算を12月議会の方にお願ひしたいと、あわせてプールの廃止条例も第4回定例会の方に出したいというふうに考えてございます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

自民党。

小前委員

「あゆみ」について

「あゆみ」についてお伺いいたします

今年、1 学期の「あゆみ」の通信欄の未記入の学校は幾つございますか。

(教育) 指導室寺澤主幹

今年度、1 学期の「あゆみ」の通信欄の未記入の学校数は、2 校ございました。

小前委員

その学校名はお教えいただけますか。

(教育) 指導室寺澤主幹

1 学期未記入の学校は、高島小学校と朝里小学校でございます。

小前委員

高島小学校は、昨年度の 2 学期・3 学期と記入している学校ですが、今回未記入だった理由は何でしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

学校からの報告によりますと、教員は、昨年度、2 学期・3 学期に記入しておりましたけれども、本年度、毎学期記入するという意識にまだ立たれていなかったのではないかと報告を受けております。

小前委員

朝里小学校では、保護者の方から記入してほしいという陳情が教育委員会を受けていると思います。教育委員会も教育上プラスになるから記入するように指導していますね。そういう意味で、朝里小学校の教員というのは、だれに向かって教育をしているとお考えでしょうか。子と親の学ぶ側の権利を、教育委員会はどうかとらえているのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

教員は子供の教育をつかさどっているということで、子供のために教育を行っていると考えております。ただ、今回、通信欄は設けたものの、1 学期については未記入だった理由につきましては、校長の方から、まだ教員の理解が十分ではないということで、職員会議のたびに通信欄記入にかかわる研修を繰り返し、それから指導も繰り返しながら、2 学期に向けて記入されるものと思っていると報告を受けております。

小前委員

朝里小学校の教員も新任の教員ばかりでなくて、いろいろな学校を異動してきて、前の学校では記入している教員もたくさんいます。それから、また朝里小学校から違うところに異動した場合、そこでは書いていますよね。それで、どうして朝里小学校に異動したときは書けないのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

委員のおっしゃるとおりなのですが、以前の学校では書いていて、朝里小学校に来たら、長年その学校で書かれていないものですから、それに従わなければいけないという、一つの形式としてそういう思いがあるのではないかと思います。また、朝里小学校から来た教員は、違う学校に行って、その学校では書かれているという実態もございます。

(教育) 指導室長

今、主幹の方から答弁させていただきましたけれども、特に御理解をいただきたいことは、校長として、去年か

ら非常に強いリーダーシップを発揮して取り組んでいるということでございます。これにかかわっては教育委員会と密接に話もさせていただいてございますし、とりわけ今年は、校長として、通知表にかかりましては、通信欄を設けてということでございます。と申しますのは、特に御理解いただきたいのは、通知表の表面には、表書きには校長の名前を記してございます。つまり、校長の責任として行うということでの強い意思が出てございまして、そういう意味では、今年、段取りとして非常に細かく、ほかでも書いていた教員もいることは事実でございますが、再度当該の学校として、教育のこういう目的を持って書こうではないかということでの繰り返しの勉強会や指導を重ねているということございまして、昨年と違う状況が生まれているということについては御理解いただければと思います。

小前委員

子と親の学ぶ側の権利について、教育委員会はどうお考えですか。

(教育) 指導室長

学ぶ権利というのは、どういうふうに定義をされているのかちょっと難しいところがあるのかと思いますが、ただ大事なことは、どの子供にも税金を使って教育を行っているわけですから、日本じゅう津々浦々、どのような地域にあっても教育の機会均等というのは保障されるように、とりわけ私ども教育行政は努力していかなければならないだろうと思いますし、そういう意味では、それぞれの学校には校長にお願いして、それぞれの学校の地域の事情に応じながら最大限の努力をいただくということでございますから、そういう意味で申し上げますと、朝里小学校におきましても、同様の取組をしていただくということは、私どもとしての基本姿勢だというふうに考えております。

小前委員

朝里小学校の職員会議録を読みますと、5月6日時点で、例年どおり書かないと決めています。校長は、書き入れてくれるように何度もお願いしているという実態がありまして、校長の苦悩がよく伝わってきますけれども、職員会議が最高の議決機関なのでしょうか。学校管理者である校長の権限はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

(教育) 学校教育課長

職員会議は、最高の議決機関ではございません。職員会議は、校長が主宰して、意見を聞くと申しましょか、そして校長が判断する、そういう委員会でございますので、市教委がそういうとらえをして、校長にそのような指導してございます。

小前委員

読みますと、結果として、校長が孤立しているような実態が浮かび上がってくるのですけれども、そういう学校に対して、教育委員会はどうか指導してありますか。

(教育) 指導室長

とりわけ、最近の学校教育の動向としましては、よく言われる言葉に、校長のリーダーシップの発揮というものがあります。そういう中で、やはり目標を示すということが一つでございます。あわせて情報の公開というのがございます。つまり、こういうふうに我が学校は進めていきたいということを通して、保護者の皆さん、地域の皆さんから理解と協力を得ながら、その地域ならではの教育を進めていくということでございます。そういう意味では、校長自身、よく職員と話をしながら、その中で校長の考えを浸透させていくということが基本だと思います。そういう意味では、去年から見ると今年と同じ状況だというふうに校長もお考えではございませんし、教員もまた同じような状況にあるというふうには受け止めていないのではないかと推察してございますし、私どもも同様でございます。そのような意味から、今後、繰り返しの指導を重ねながら、去年と違う状況が生まれていますので、確実に保護者、また委員の御指摘の子供の学ぶ権利ということについても、十分配慮をしながら進めてまいりたいという

ふうに思っております。

小前委員

期待しています。

「あゆみ」の絶対評価について

次に、「あゆみ」の絶対評価のつけ方についてお伺いいたします。

学校によって相違があるようですけれども、評価について、教育委員会はどのようなふうに指導しているのでしょうか。

(教育)指導寺澤主幹

子供の学習状況について適切に評価するためには、学校ごとに評価基準を作成いたしまして、全教職員の共通理解に基づいた作成手順によって評価活動を進める必要があると考えております。

小前委員

ある学校では、教員がクラスのほとんどの子供たちによくできましたという評価をつけたという学校がございまして、一人の子供が親に、「先生は親に文句を言われないうちに、みんなに三重丸をつけたのだよ」と言ったということがございまして、親も子も「あゆみ」に対する評価は信頼されていないという実態がございまして。

それから、小樽では、中学校に進んで初めて我が子がこんなにできなかったのだと知られるという声もずいぶん聞くのですけれども、絶対評価であっても、「あゆみ」に対して一定の基準を設ける必要はないのでしょうか。

(教育)指導室寺澤主幹

先ほども申しましたけれども、学校の評価にかかわっては、市教委で、これまで年間指導計画等に評価基準を位置づけたモデルを示すなど、各学校の評価基準の整備に努めてきております。また、各学校では、それを基にして、客観性、信頼性を確保するため、保護者に十分説明しながら各学校において、評価のあり方について十分説明しながら評価を進めているところだと思います。

とりわけ通知表は、学校と家庭の密接な連携のため大きな働きがあると思います。その内容については、保護者や子供を十分納得させられる事実に基づいてつけられていなくてはならないものと考えております。

小前委員

学校間でのあやふやな評価手順を、教育委員会は徹底していただきますようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(教育)指導室長

評価にかかわっての御質問でございますが、実は和歌山県のある小学校で、今年の1学期における通知表の評価にかかわって、つけ方がどうなのだろう。2クラスございまして、2クラス比べてみると、ずいぶん片方が厳しいのではないかとということでの評価にかかわっての疑問が呈されて、そして学校としての対応がされたという報道がございまして、直ちに小樽市教育委員会といたしましては、各校長に対して、こういう事例があると。やはりこれを他山の石、対岸の火事とせず、それぞれの学校でもう一回見直していただきたいということで話し指導したところでございまして、とりわけ評価の基準、これについては、今、主幹からも申し上げましたとおり、受けた子供も親もなるほど、教員もこうやって頑張っしてほしいということがやはり納得できるような形にしていくことが大事だと思いますので、その辺の指導を重ねているところでございますが、今後も例えばペーパーテストもございまして、この内容も検討してもらおうと、そういう話もしてございますので、一層信頼に足り得る評価になるよう努めてまいりたいと思います。

教育長

評価につきましては、学校の指導者の実態だけではなくて、あと一定の基準が国の方からも出されております。要約して言いますと、大体教科書をマスターしたらそれでいいのだ、つまり小樽でいうと、二重丸がついたら大体

教科書を消化したということ、その教科書を超えた中身を子供たちが理解したら三重丸ということで、先ほど指導室長から話しましたように、例えば、よその県では3年生で30数か所点数をつけるところがありましたら、三重丸がつくのは1人三つか、多いところで八つ、そのくらいのが実際の現状でございます。ただ、それぞれ、今、小樽の段階では、子供たちに自信を持たせるという段階で、三重丸がたくさんついているのではないかとと思いますが、一応基準としましては、指導室からも提示してございますので、それを踏まえながら、各学校が同じような評価ができるように、指導してまいりたいというふうに考えてございます。

小前委員

よろしく願いいたします。

「あゆみ」に関連して、もう一つお伺いいたします。

朝の読書について

朝の読書の実施校は、何校ありますでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

朝の読書についてですが、今年度、朝の読書に取り組んでいる学校は19校ほどとなっております。

小前委員

19校全クラス、全校がやっているのですか。実施されていますか。

(教育) 指導室寺澤主幹

一部の学年が実施しているという学校もございます。

小前委員

では、クラスにすると、小樽で何割ぐらいかというのはわかりませんか。

(教育) 指導室寺澤主幹

本日、資料を持ち合わせてございません。

小前委員

昨年度に比べて減っているのですか、増えているのですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

昨年度より5校ほど増えております。

小前委員

今、非常に凶悪事件が増えている中で、読書の大切さというのはますます大事になってきていると思います。相手を思いやる気持ちとか、自分の知らない人生を知るとか、読書には非常に大切な要素があると思うので、そこでお尋ねいたしますけれども、「あゆみ」の国語の評価欄に読書欄というのを設けていただくことは考えられないのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

「あゆみ」の通知表の評価項目に読書欄という、国語の評価のところを読書欄というものを設けられないかという御質問なのですが、現在、国語の領域は、聞くこと、話すこと、それから読むこと、書くこと、それから言語事項、そのような領域から成っております。読書につきましては、読むことの領域の中で取り扱っております。それで、この読書習慣については大変大切なことなのですが、市教委といたしましては、関心、意欲、態度、知識、理解、思考、判断など、子供たちのより多面的なよさを評価していくために、多面的な評価を進めているところでございます。それを観点別評価というのですが、その中で総合的に読書についても評価を進めていきたいと考えているところでございます。

小前委員

一応はよくわかるような気もするのですが、日本語を強くする意味からも読書の欄というのを検討いただ

けないものかどうか、いかがですか。

教育長

このたびのあおばとプランの中では、朝の読書として10分間読書を提示しているのですが、実はそれはこの3年間のうちに取り組みやすい学校から、そこに力を入れている学校が平成18年度からやっているものでございますので、今年度はスタートの年でございますので、朝の読書ではなくて、豊かな心という観点から、国語の読解とかそういうのは横に置きまして、例えば朝の読書のかわりに合唱するとか、そういうものから取り組んでいる学校もございまして、この3年間のスパンをどういうふうに学校で取り組むかということを校長が中心となって考えてございますので、そのあたりを加味しながら御理解いただければと思います。なお、委員のおっしゃったように、活字離れとか、読解とか、そういうのは小樽のみならず日本じゅうが一番大事な母国語である日本語を忘れてしまっていると、そういう現状は間違いなくございますので、単に朝の読書だけではなくて、図書の時間とか、そういうのをうんと利用しながら、また学校図書館を利用しながら、別の角度からも読書力を高めていきたいというふうに考えてございますので、3年間見守っていただければと思います。

小前委員

期待しております。

不登校について

次に、今、市内小中学校の不登校の児童・生徒数を教えていただきたいと思います。

(教育) 指導室寺澤主幹

昨年度、不登校を理由に30日以上欠席した児童・生徒数は、小中学校合わせて76名ほどとなっております。

小前委員

小学校と中学校とを分けていただけませんか。

(教育) 指導室寺澤主幹

小学校17名、中学校59名でございます。

小前委員

道教委の不登校調査というのがあると思いますけれども、その項目はどういうものがあるのか、教えていただきたいと思います。

(教育) 指導室寺澤主幹

不登校の調査にかかわる欠席理由のことだと思いますが、全部で7点示されております。

1点目が、嫌がらせをする生徒の存在や教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない。

2点目が、遊ぶための非行グループに入っていたりして、登校しない。

3点目が、無気力で何となく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり、強く督促すると登校するが、長続きしない。

4点目が、登校の意思はあるが、体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない。

5点目は、学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。

6点目が、不登校状態が継続している理由が複合していて、いずれが主体であるかを決めがたい。

7点目が、その他となっております。

小前委員

何か、今日の実態に照らしますと、この項目の中に先生に対する不満が項目としてないのはちょっと物足りないような気もいたしますけれども、小樽市教育委員会は、担任に対する苦情とか悩みの御相談を受けていると思いま

すけれども、それは年間何件ぐらいあって、その内容についてお話ししていただきたいと思います。

(教育) 指導室寺澤主幹

担任への苦情や要望等について、基本的には学校の校長の方へ行くものと考えておりますけれども、教育委員会の方にも何件か苦情や要望等が相談されております。

本年度、これまでの間には7件の苦情等が寄せられております。その主な理由、主な内容なのですがすけれども、担任の指導姿勢にかかわるもので、例えば言葉遣いが悪いとか、それから温かみのある指導がない、それから担任のほかの子供への生徒指導へのあり方、それから指導に熱心さが感じられない、そのような理由から相談を受けております。

小前委員

では、先生の指導によって不登校が改善されたというような例はございますか。

(教育) 指導室寺澤主幹

不登校の改善事例なのですがすけれども、市内のある中学校におきましては、校長のリーダーシップの下、全教職員が生徒とのかかわりを持つ、とにかく生徒をかまっていこうという校内体制をつくりまして取り組み、今年度、不登校がゼロになったという学校もございます。人間的触合いを大事にしたことによって、生徒と教員の間によりよい人間関係が生まれまして、学級の中にも支持的風土が生まれ、学級の中に不登校傾向であった子供の居場所ができたというような事例もございます。また、そのほか、家庭訪問を繰り返したりすることによってコミュニケーションを持って改善したという例もございます。

小前委員

その成功例はすばらしいものがあると思いますけれども、教育委員会はその成功例をどういうふうにこれからお使いになろうと考えていますか。

(教育) 指導室寺澤主幹

教育委員会では、毎年、不登校対策連絡協議会を開催しておりまして、各学校からそれぞれ代表者の方に集まっていたいただいて、実践交流なども行っております。この場の中で、今話した中学校の事例も公表されるものと考えております。

山田委員

ネーミング・ライツ(命名権)について

私の方は、一般質問でお聞きいたしましたネーミング・ライツに関連してお聞きいたします。

まずここで改めて、このネーミング・ライツではどのような施設、またどのような名前をつけるのか、長所・短所などをわかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

(財政) 中田主幹

ネーミング・ライツですけれども、広告料収入もあわせて答えさせていただきたいと思いますが、まずネーミング・ライツにかかわる長所ですけれども、昨今、地方財政が非常に厳しい状況がございますので、一つ目としては、その財源確保、自主財源の確保という意味があります。

二つ目が、資産の有効活用、そういう部分が挙げられるのかというふうに思います。

三つ目は、行政ではなくて、スポンサーとなる企業もある程度その広告媒体としてのメリットがあるのかというふうに思います。

あとデメリットですけれども、やはり公共の施設ですから、そういうものに企業の名前をつけることに対する市民の理解を得る部分が必要なのかというふうに思っております。

山田委員

どのような施設にどういう名前という観点では、何かありますか。

(財政) 中田主幹

個別の企業名が出ているのですけれども、例えば東京都ですと、東京スタジアムというものがありますけれども、そこが大手の味の素という、現在、味の素スタジアムとか、そういう名前で使っていますし、それから大分県のスポーツ総合競技場というものがあるのですけれども、九州石油ドームとか、そういうものがございまして。それからあとは、横浜市では、横浜国際総合競技場という施設がございましてけれども、日産スタジアムとかという部分がございます。あと、そういうのは結構大きな都市の比較的大きなスポーツ施設とか文化施設です。小さな部分でいいますと、蕪崎市の東京エレクトロン蕪崎文化ホール、ここは人口 3 万 3,000 人ぐらいなのですけれども、そういう都市の事例もございまして。

山田委員

本州の小規模な都市では、応募する企業がなくて導入に時間を要した、こういうような答弁もいただいておりますので、もし本市でも、今、教育委員会で現在検討されている今の旧小樽交通記念館、これに関してちょっと余談ですが、名前か何かもし考えている部分がありましたら、教育委員会からちょっと聞かせていただければと思います。

(教育) 新博物館開設準備室長

旧交通記念館、これからの新博物館でございまして、現在、そのネーミングは有識者による検討会を立ち上げまして、そこで鋭意検討していただいているところではございまして、現在のところでは示せるものがまだございせん。示せる状態になりましたら、速やかに示したいというふうに考えてございます。

山田委員

それでは、そのネーミングをつける際の、例えば スタジアム、この前にある程度企業名なりをつけられると思いますが、その事例を二、三例挙げて説明していただけますか。

(財政) 中田主幹

今、新たに北海道では、その施設がわかるような名前を残してつけてくれという、そういう募集をかけております。

山田委員

そのとおりですね。やはり、先ほどもいい点、悪い点があると聞きましたが、新たな設備投資を行う安定的かつ高額な収入、これが一定期間確保できる可能性がある。しかし、施設を設置した以前や現在の名称を決定した経緯、また施設の企業名や商品名が使われる場合の影響など、考慮しなければならない課題もあるということで、私も提起させていただきます。

それぞれ、もしこのネーミング・ライツについて、今また新たな取組として、このスポーツ施設だけではなく、商業施設やビルなどに導入する動きも出ていていると思いますが、聞いている範囲で何かありましたら、どうでしょうか。

(財政) 中田主幹

特異な例では、神戸市がバスの事業をやっておりますので、そのバス停の名前にそのネーミング・ライツの募集を今年の 3 月ぐらいにしておりました。そういうものがございまして。

山田委員

さすが、調べていらっしゃると思いました。確かにこのネーミング・ライツというのは、従来大きなスタジアムとか、特殊施設でなければできないというやはり規定があるにはあると思うのですね。そこで、新たにこの導入される部分が、例えば今言われたように、バス停であったり、ある程度のスポーツ施設でも短期でされる場合、これ

をこのスポーツ券などにおいてセットで、例えば設備利用優先券などとして新たにブランドしていくという新しい手法もあると聞いております。そういった面で、新たな財政の取組として進めていきたいと思っております。

観点をかえて、これの一般質問の中では、広告収入の確保を財政再建推進プラン実施計画に位置づけているとお聞きしております。これは、所管は、そちらの財政部でよろしいのでしょうか。

(財政) 中田主幹

個々の取組については、それぞれの施設担当部局がしますけれども、全庁的な内容としましては、新たな収入という部分もございますので、財政部が全体的に見渡して、いろいろ事を進めていきたいというふうには思っております。

山田委員

それでは、位置づけとしては、市の施策としてやっていくということによろしいですね。

(財政) 中田主幹

前段お話がございましたように、財政再建推進プラン実施計画にも今後広告掲出可能なものを調査して、順次そういう拡大を進めていくということにしておりますので、そういう形で考えていただいても結構だと思います。

山田委員

例えば市の総合体育館とか、施設の維持・管理をしている部門で広告とか、水道局で検針票にも広告が載せられていると思います。それも一括して財政部で将来的にも模索なり考えていくということによろしいのでしょうか。

(財政) 中田主幹

全体的なものの調査とかは私どもの方でして、具体的な内容については、各部でいろいろ進めていただきたいというふうに思っております。

山田委員

やはりこういった広告収入ということに関して言えば、いろいろな部門でされると思うのです。それで、提案ではありますが、やはり今言われたように、財政部で所管して、それぞれこういうことをしてはいかかということでは検討していただけないでしょうか。

(財政) 中田主幹

具体的にどういうものを個々、まだこれから調査して進めていきたいと思っておりますので、その辺は、今後、具体的に取り組んでいきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

公明党。

秋山委員

財政再建推進プラン実施計画の平成17年度取組状況について

先ほど説明がありました中で、財政再建推進プランの実施計画の平成17年度取組状況についてございましたが、その中で、米印のついている部分で、3 ページ、新たな歳入の確保という部分があり、職員駐車の有料化という部分と1 . 行政サービスの範囲と負担の見直しの中の 行政財産目的外使用料の改定、それと3 . 減免制度の見直しの 入湯税課税免除の見直しということで、準備中及び検討中のものというふうにありますけれども、今言いました部分について、この前、新聞報道に駐車場の使用状況を調べたというような内容がありましたけれども、現状をお知らせください。

(総務) 笠原主幹

職員駐車有料化の関係でございますけれども、9月7日に北海道新聞の方にも出ておりましたけれども、実は平

成16年度に一度庁内で議論をいたしまして、導入に向けて検討したというものでございます。ただ、そのとき学校施設等のいわゆる教職員の公用利用の問題等がございまして、導入は見送られていたわけですが、当時、16年1月に実態を調査しておりましたけれども、それから2年たっておりますので、今後、実施に向けて協議していく上で、まずはその実態を調べるべきであろうということで、庁内各施設でとめられる台数、また実際にとまっている台数、そういうようなものを調べたものとあわせて、道内34市に対して、導入しているかどうかを含めて調査した結果、それを報道機関から問い合わせがありまして、回答したというのが実態でございます。

秋山委員

今、その学校は後にしまして、庁舎内においての小樽市の状況はどうなのでしょう。

(総務)笠原主幹

学校現場を除きますと、各施設の実数といたしましては、現在、500台ほどございます。学校を含めると全部で1,100台ほどあるのですが、そのうちの600台が学校になりますので、残りの500台となりますが、基本的には、現在は各施設の敷地内に余裕がある部分について、職員にもマイカー通勤を認めて、その駐車を認めているという実態でございます。なお、当然そこではまだ駐車料金というような形での徴収はしてございません。

秋山委員

準備中、検討中ということは、今後の考え方として、こういう部分に手をつけていきたいということよろしいのでしょうか。

(総務)笠原主幹

先ほど、委員がおっしゃいましたとおり、財政再建推進プランの実施計画で準備しておりますので検討中ということになっています。実施計画を見ていただくとわかりますけれども、実際に平成19年度以降4,000万円ほどの歳入を計画見込んでおりますので、遅くとも19年4月には実施していくということで現在考えています。

秋山委員

では、残り600台ということで、学校の敷地内の状況とかもちょっと説明してください。

(教育)総務管理課長

先ほど、主幹の方から答弁申し上げておりますけれども、平成16年に一度調べておりました、それから2年たっております。それで、うちの方もその当時の実態調査の状況といたしますが、調査方法がわかりませんでしたので、今回改めて学校施設ですので、災害時の避難経路とか、そういう部分に当たっているかどうかということを含めまして、そういうところがあれば除くようにということで、確実なものということで調査を行いました。その結果、夏期のとめられる台数といたしましては、688台分があるということになっております。そしてまた、冬期におきましては、625台という調査報告がきております。なおかつ夏期において現在とめてあるのは627台、冬期になりますと、およそ618台とめるだろうという調査結果を得ております。

秋山委員

この教職員に対する有料化という問題に対しては、どのような状況なのでしょう。

(教育)総務管理課長

これまで、小中学校長会を通して話させていただきましたし、また教職員組合の方にも話させていただいております。その結果、先ほども申し上げましたけれども、主に職員の公務で使用する場合など、それとあと料金制度、料金の問題ですね。まち場と郊外にあるところが一律の料金でいいのかという問題と、それとそういうような料金の徴収方法、こういう部分でいろいろな課題がありまして、なかなかまとまっていないというのが現状でございます。

秋山委員

では、先ほど平成19年度の駐車料4,000万円を集める予定というところには、学校関係は入っていないということ

でよろしいですか。

(総務) 笠原主幹

先ほど、私が申し上げました4,000万円という数字は、実際1,100台余り、当時、料金は一月につき3,000円をベースに考えておりました。それを単純に12か月掛けて、その1,100台を掛けますと約4,000万円ということになっておりますので、計画どおりにいきますと、その収入が入ってきますけれども、ただいま教育委員会からもあったと思いますけれども、学校現場内では、地域間によって料金の格差というものをつけてほしいというような要望を聞いていますので、そういうようなところは、今後実施に向けて協議していく中で、課題を整理して実施したいというふうに思います。

秋山委員

今、お答えいただきました中で、単価の部分どう見積もるつもりなのでしょう。まあいろいろな厳しい問題があるかと思いますが、公務でも使用するとかいろいろありましたので、厳しい条件もあるかと思いますが、その学校によっては単価、駐車料金によってこれを前向きに検討される余地はあるのでしょうか。

(教育) 総務管理課長

かなり難しいところであるのですが、まず教職員の方につきましてもいろいろと転勤などで、またまち場から郊外、郊外からまち場ということもあろうと思いますし、同じまち場の中でも土地の価格とかいろいろ違う場合もありますので、そういうものを一切抜きにして、一律3,000円でお願いますということをおっしゃるので、私どもとしましては、まずこの条件を第一としましてのんでいただくよう、協議を続けていきたいと考えておりますし、またそういう部分では、ある程度で折り合うためにはいろいろな工夫が必要かと思っておりますので、それにつきましては市長部局と調整しながらやっていきたいと考えております。

秋山委員

実は、あの新聞を見たときに、かなり前かと思っておりますけれども、子供の通学路を決めてまで一般の車両を中止しているのを教職員だけ堂々と乗り入れている、その実態を見たとき、すごく矛盾を感じて、違う観点で質問をしたことがあったもので、あの新聞を見たとき、ああいい方向性で動いているのだというふうに感じたものですから、お聞きいたしました。

自動販売機の定額料金について、現在電気料というものをどう徴収しているのでしょうか。

(財政) 中田主幹

庁内に設置しています自動販売機につきましては、まず場所代として、行政財産の目的外使用という形で使用料をいただいています。それと電気代については、実費でいただいているような形をとっております。

秋山委員

そうした分、ここへ載せているということは、今後、どのような展開をされる予定なのでしょう。

(財政) 中田主幹

今回、見直しをかけた部分は、自動販売機の18年度から新規の設置、実はその行政財産の使用料を算定するのに、その土地とか建物の評価額を参考にいたします。それで、そういういろいろ細かい数字、各施設によってまちまちですから、それぞれ一応単価が違っていました。それを一律、1台あたり年1万8,000円の定額料金として設定いたしましたので、そういう事務の効率化を図ったところでございます。

秋山委員

わかりました。入湯税の課税の問題は、かなり議論されてきているのかなと思います。先ほどの銭函4丁目の店が出たとき、ますます税金を納めたくないだろうというふうに聞いておりましたけれども、この現状はどのようなのでしょうか。

(財政) 市民税課長

入湯税の課税免除の見直しでございますけれども、現在、条例上で利用料金が1,000円以下の施設の鉱泉浴場に入湯する者の入湯税を減免するというふうに規定されてございます。その部分を改正して、入湯税を課税したいというふうに考えて、平成15年度から特別徴収義務者になる事業者といろいろと話し合いを続けてきているわけですが、現在まだ理解を得られていないということになります。

秋山委員

3年経過しても厳しいという状況の中で、かなり粘っていかねばならないのかというふうに感じております。それはそれで結構です。

次に、4ページの中で、その他2.公正の確保と透明性の向上 市民意見の聴取制度の整備というふうに上げておりますけれども、具体的にどういう形を考えているのでしょうか。

(総務) 笠原主幹

今回、この中で載せている部分で考えますと、各部局でその課題に応じてホームページ等を利用したそのパブリックコメント、そういうものはやっておりますけれども、小樽市としてそのパブリックコメント制度をやっていく上での一定のルールとか、それをどのように整理して、また市民の方にその情報を提供していくと、そういうようなものがルール化されておられませんので、そういう部分を整理していきたいというのが一つ、ここの趣旨でございます。

秋山委員

私も公明党といたしましては、要するに公の場にもっと市側が出ていきなさいという形で提案しているものですから、そういう方向性で話が煮詰まってくれるのかなというふうに読んだものですから、質問いたしました。

室内水泳プールについて

次に、室内水泳プールの説明に対して、先ほど、菊地委員の方から財政的な負担のお話がありまして、改修費を含めて5,000万円程度、そしてその後の維持費として800万円程度を考えているというような内容がありました。その中で、常設成人教室の民間施設での対応、二つありますけれども、現在、小樽で四つぐらいですか、民間施設がありますが、時間の説明があったということは、受入れ可能になったというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

(教育) 室内水泳プール館長

御指摘のとおり、民間施設は4施設ございますが、その中でも時間帯によって利用が難しい施設等もございます。その中で、現在進めている常設成人教室については、そのうちの一つが受入れ可能ではないかと、あるいは水中体操教室につきましては、25メートルのプールの長さを確保しなくても可能ではないかというようなことも検討しておりますので、そういう意味では、受入れ施設等は何か所かは考えてございます。

秋山委員

考えているということは、これは今後の、最後の取組ということでもよろしいでしょうか。

(教育) 室内水泳プール館長

そのとおりでございますが、駅前の再開発組合が設立申請がなされれば、当然駅前のビルの解体ということにつながっていきますので、そのときの対応というふうに考えてございます。

秋山委員

室内水泳プール廃止に伴って、かなり財政的にかけてといったわけではないのだろうけれども、負担しながら市民の健康維持を教育委員会は考えているというふうにとらえてよろしいでしょうか。

(教育) 室内水泳プール館長

現行の駅前の室内水泳プールにおきましても、使用料収入以上に維持経費等もかかっている現実がございます。それから見ますと、現行の規模より多少高目の場合の方が、開放時間等が短くなりますので、そういう意味では、

維持経費的には現行よりも少なく済むのかというふうには考えてございます。

秋山委員

であれば、現在使用している方々が一日も早く望まれている方向性で進んでいってくればいいという思いがいたします。よい方向で進むことを願います。

A E D の取組状況について

第 2 回定例会で A E D の設置状況について、観光施設に備えるべきだという質問をして以降、新聞にかなり消防署として普及運動に取り組んでいるというふうには受け止めておりますけれども、現状どうなのでしょう。

(消防) 警防課長

第 2 回定例会で A E D、自動体外式除細動器について御質問をいただいた、その後の取組状況についてかと存じますので、その状況について、簡単に説明をさせていただきます。

7月24日に、市長部局、関係する10部局が集まりまして、まず協議をいたしました。この協議の主な内容でございますが、全国及び全道における主な各都市の設置状況あるいはその取組状況はどうなっているのか、それから取扱いの講習など、いわゆる設置推進の考え方はどうあるべきなのか、また市有施設や民間施設の設置が望ましい施設のリストアップをしていただきたいというようなこと、それからあわせて事業所の業態によりまして、いわゆる目安、このような施設の一覧表も持ち寄りまして、まずは各部局同じ目線で共通の意識を持ちたいということで協議をしたところでございます。

秋山委員

この前の新聞報道によりまして、築港の複合施設で、この A E D の普及の講習をされたようですが、そのときの参加された市民の反応はどうなのでしょう。

(消防) 警防課長

委員からお話のありましたウイングベイの中央広場を借りまして、救急広場という行事を実施させていただきました。この中で、当然市民の方にも応急手当のほかに、実は A E D に関する説明や取扱いを指導させていただいたという経過ございまして、初めて触る方、見る方も実は数多くございましたが、殊のほか興味がございまして、実を言いますと、思った以上の反響をいただいたと、私ども考えているところでございます。

秋山委員

確かに、2階ですか、上がってきたとき、消防署の隣に設置されていますと張ってありますが、器械が教えてくれるようなのですけれども、いざとなったとき、戸惑うのだらうということで一度体験してみたいとは思っております。でも、前向きにそのように協議されているということを知りまして、大変うれしく思います。

元東山中学校グラウンドについて

今、教育委員会が使用しております、元東山中学校のグラウンドはどのようになっているのでしょうか。

(教育) 総務管理課長

東山中学校閉校後は、あそこのグラウンドは菁園中学校が改築しておりまして、その間グラウンド使用できなかったために、平成16年度まで菁園中学校が使っていたわけですがけれども、その後、17年度からは普通財産の方に用途廃止しまして、現在、財政部契約管財課で管理しておりますけれども、私どもが近いので、私どもが今一応見回っている状況でありますけれども、今のところ主立った使用ということはなく、たまに春先とかそういうときに菁園中学校の生徒たちとか、近所にいる野球少年団、サッカー少年団とか、そういう人が使っているという状況になっております。

秋山委員

今後、どのような形で考えているのでしょうか。貸出しをしたり、何かで活用してもいいのではないかとというふうに考えているのですけれども、どのように考えていますか。

(総務)企画政策室長

今の段階では具体的にどうこうということではないのですが、一つは、今、建設部の関係で、花園公園の全体整備、駐車場等の関係も含めての整備計画を進めております。それからもう一方では、あそこのわりとすぐ近いところに旧車両整備工場の敷地もありまして、御承知のとおり、建物も相当古くなってきている部分もございますので、その辺のことといいますか、上のちょっと近い位置にあるものですから、そういった部分も含めての検討というか、考えていかなければならないのかというふうに思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 10 分

再開 午後 3 時 30 分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

上野委員

複合レジャー施設事業計画について

初めに、先ほど複合レジャー施設事業計画書の説明がございました。

ここに、推進会社の概要、SOM(ソム)という株式会社、資本金1,000万円ですか、平成11年4月に設立して、どういう会社なのですか。これを見ると、代表取締役が歯科医、取締役も歯科医、監査役は取締役の代表者の妻となって、平成11年ですからもう7年ぐらいたっている会社です。どういう会社が1点と、協力会社で山本工業、資本の出資、山本哲也という方なのですか。昭和29年に設立していますけれども、この資本金1,000万円程度と言ったら失礼なのですか。このSOM(ソム)と協力会社、概要をわかれば。

(総務)企画政策室長

実は、9月4日に両会社の社長がお見えになっておりまして、そのときに若干会社の内容を聞いております。

まず、SOM(ソム)株式会社につきましては、平成11年4月に設立になった会社です。会社の目的を読みますと、競艇の勝舟投票券場外発売所の維持・管理、それからディベロッパーに対する一切の業務ということになっておりますので、このいわゆるポートピアを運営するために設立した会社というふうに聞いております。役員等は、今、委員の方から御指摘のあったとおり、三浦さんという方が歯科医師ですが、この方が社長をされていて、監査役は妻になっておりますので、一族でやっている会社なのかというふうに思っております。

それから、山本工業の方ですが、これにつきましては、会社概要を山本工業の方からいただいておりますけれども、主な業務といたしましては、ワイヤハーネスという自動車部品が現在では最もその中心というか、主力の工場を持っているということでありまして、本社が下関市なのですが、その周辺にも数件工場を持っておりますが、青島(チンタオ)とか、広州とか、中国の方でもそういった自動車部品の生産を行っている。そのほかでは、シマノという釣り具の会社なのですが、その釣り具そのものをつくっていて、計画書にあります第2期工事の中で、その釣り具店をやりたいというのは、現在も下関市の方では何軒か釣り具店をやっているということなものですから、それも直営でやりたいというふうに聞いております。

上野委員

山本工業がそういう会社だと、何で北海道に来たかというのが少々疑問の中でも1点でございますけれども、こ

のSOM(ソム)という会社ですね、平成11年にできてもう7年たっているのですけれども、それまで何もしていなかったのですか。今言うと、これからの事業に対してのやるというようなお答えだったのですが、会社の過去がわかれば。

総務部長

実は、これはボンと出てきた話でもなくて、今から3年前ですか、勝舟投票券場外発売所をやるといふうちに、平成16年くらいに出てきた話なのです。ですから基本的には、舟券売り場をやりたいという、運営したいという趣旨で設立をし、その条件のかなうところというものを探していたのだらうというふうに思われます。それで、この歯科医の役員といいますから、当然資金そのものも一応うまいぐあいに、計画当初、16年前後くらいには手だてがあったのかもしれませんが、一時話が途絶えたことがあったのです。それはやはりいろいろな運営をするに当たっての資金の問題というのが当然あったように聞きました。それで、具体的に展開するに当たって、そのスポンサーをまた求めてきた。それで、この山本工業というのが中国に投資をするという予定だったけれども、北海道でそういうお話があるのであれば、私が土地を買ってやりましょうと、運営はお願いしますという、こんな図式になってきたのです。そういうことで、こういう組合せになったということを知っています。

上野委員

私にしてみれば、ここの土地、私も風力発電のときに何回も行きましたし、今まで本当に何もできない土地でございましたので、こういうレジャー関係の、ここはちょっと学校も近くにありますが、そんなに環境的には悪くないと思うし、また小樽市の税収も入ってきますので、ぜひやってはほしいのですけれども、やはりやる会社がきちんとした会社でなければ、やった方がいいがという、そういうことも小樽市でございますので、きっと総務部の方もきちんとチェックはしているようでございますけれども、まだまだこれに対して、やはり小樽の中でやる会社でございますので、後々この会社がおかしくなるということにならないようにその辺も配慮して、これ以上私は聞きませんけれども、やることに対しては小樽のこの地区が発展するという、これができるとあの地区がまだまだ伸びる可能性もございまして、前からそういう計画もあることも聞いていましたので、推進することはやぶさかではないので、その点よろしく願いいたします。

あおばとプランについて

それでは、代表質問で行いましたあおばとプランにつきまして、あのときは大ざっぱにしか私も再質問しませんでしたので、かなり大ざっぱなお答えでございましたので、今日は少し細かく、特に学習到達度調査のことについて質問したいと思います。

その前に小中学生の子供のいる方、手を挙げてください。今日は幹部が来ていますけれども、本当に小中学生の子供がいる方がたくさんこの庁舎にいます。先ほど、小前委員もきめ細かくいろいろなことを、「あゆみ」のことを質問しましたが、本当にこれは子供の持つ親としては、私は重要なことだと思うのです。私はもう61歳でございますので、孫が今度は小学校でございますので、大事なことである。本当に庁舎内でも子供を持っている方がいますので、そういうことも踏まえて、代弁して私は質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、学習到達度調査を、先般中学校で1年生がやったというふうにお答えがございました。それで、約1,000名の生徒という数字が載っていますけれども、市内全部で何クラスあったか聞かせてください。

(教育)指導室寺澤主幹

申しわけございません。本日、資料を持ってきていません。

上野委員

いや、わかるでしょう。中学校で何クラスあるか、1年生なのだからね。そのくらい覚えているでしょう。何クラスやったということだから。

(教育) 指導室寺澤主幹

全中学校の 1 年生 35 クラスで実施しています。

上野委員

35 クラスですね。1 クラスが何校で、2 クラスが何校で、3 クラスが何校、わかれば教えてください。それが必要なのです、次の質問で。

(教育) 学校教育課長

1 クラスは 2 校、2 クラスは 4 校、3 クラスは 7 校、4 クラスが 1 校でございます。

上野委員

だれがテストの係をしたのか。この答弁によりますと、教頭が実施責任者として調査業務に当たったと言っています。教頭、まあ 1 クラスのところは教頭がいますから、その調査の責任者として教室に行ってできますけれども、2 クラス以上はだれがやったのですか、教えてください。

(教育) 指導室寺澤主幹

主に、校長、教頭が試験監督に当たっておりますが、校長・教頭で足りない 3 クラス以上の学級のある学校につきましては、教育委員会から職員を派遣して、手伝いに行っている学校もありますし、教員が協力して行っている学校もございます。

上野委員

教員がやったというのは、それは何人やったのですか。事実だけ教えてください。大事なことです。

(教育) 指導室長

中学校が 14 校ございまして、学校には校長、教頭 2 人いますから、御質問の趣旨からいきますと、2 クラスがある学校については、ざっくりばらんに申し上げますと、校長、教頭が実施できるということかと思えます。実は管理職が主に対応した学校は 6 校ほど、それから管理職と数学の教員とか、そのほかの教員で当たった学校は 5 校ほど、それから校長からの求めによりまして、教育委員会の職員を派遣してほしいという要請があった学校が 3 校ございます。そのうち 1 校につきましては、2 人の教育委員会職員、そのほかの 2 校については、各 1 名ずつを派遣したところであります。

上野委員

校数より、その一般の教職員が何人携わっていますか、そのテストで。その人数だけ教えてください。

(教育) 指導室寺澤主幹

5 校で 6 名の教員が携わっております。

上野委員

教育委員会は何人か。

(教育) 指導室寺澤主幹

教育委員会からは 4 名が携わっております。

上野委員

本当に、私も学習到達度調査に大変興味を持っていました、今回のあおばとプランにおいて。初めからこれをやるという約束で、一番初めの取組がこれだったと思うのです。しかし、残念ですけれども、やはりふだんの長い間の教育の実態が、学校の実態がこの到達度調査においても鮮明に出てきている。

それで次に、私、代表質問で、教職員と管理職の間に、これは教頭が実施責任者ですから、教頭との間に摩擦がなかったかという質問をさせていただきました。摩擦というのはどういうことかということ、いろいろなことはあると思いますけれども、ここでスムーズにいったのですかということ。逆に言うと、スムーズにいかなかったのか、そういうことがもしあれば、実例があればお聞かせください。

(教育) 指導室長

各学校での取組状況ということですが、委員の御指摘のとおり、これは小樽市においては40数年ぶり、それから道内におきましても、すべての1年生を対象として、こういうような調査を行うということはなかなかそんなに多くはないという認識の中で、何としてでもこの調査を実施しまして、これから先の小樽の子供たちの確かな学力とありますが、その一助にしていきたいという貴重な資料であるということから、この調査を実施するということを第一の目的にして行ったところであります。そういう中では、校長からはこの調査の趣旨、今申し上げたような、要するに小樽の子供たちの力をつけるための大事な資料であるという話もさせていただいてございます。繰り返し校長から話をさせていただきましたが、そういう中で、職員会議の中ではいろいろな意見をいただいたということで、考え方の違いがあったところがございます。そういう中で、こういう調査を実施したということでございます。

上野委員

かなり苦しい答弁のように私の耳には聞こえました。かなりそこには壁があるように。これは、当然あるでしょうね、先ほどの数字から見ても、スムーズに、はい、いいですなんていうわけにはそんなふうには思ったとは思いませんけれども、やったという結果だけはやはり尊重したいと思っております。

それから、もうテストと言いますから、調査なんて格好いいことが言われています。調査というのはあったのですね。生活学習意識調査、ありましたね。これは調査でいいと思いますけれども、これを調査と言いましょ。けれども、今回、数学と国語ですか、これもまあテストですね、はっきり言ったら。一般的に言うと、子供たちはテストという感覚でやっておりますけれども、これの生活学習意識調査というのは、どういう点で、どういう項目でやっていたか、ちょっと教えてほしい。

(教育) 指導室長

とりわけ委員の御質問の中でテストということで、いわゆるペーパーテスト、学校でやっております数学とか国語の調査問題であります。それ以外に、今回は生活学習意識調査というのを行いました。この意図というのは、つまり学校での勉強ということだけではなくて、家庭における生活とか、また学習に対する意識とか、そういうことがやはり学んでいくときの大きな要素になるだろうということで、これまで国における調査におきましても、同じような実は調査をしているのでございます。したがって、私どもとしましては、この小樽市における生活学習意識調査を基にしながら、学習に生かしていくのに、家庭にはどのようなことをお願いしたらいいだろうか、学校ではどのようなことに気をつけていったらいいだろうかということから生かすことが1点と、もう一点は、国との比較ができるということの中から、また生活について、こういうところでもたさらにお願いしたり、話もしやすいだろうということから調査をしたところがございます。

上野委員

もう一点、国語と数学のテスト、書けとか、計算せよとかということですから、これは何も調査でないですからね。皆さんは調査、調査と言いますが、これは学力テストですから、はっきり言って。どういうレベルで、だれがこの問題を作成したかということ。だれかが作成しているはずでございますので、どの程度のレベルで、これは小学校何年生とかということで、数学と国語に分けてお願いします。

(教育) 指導室長

国語と数学にかかわりまして、ペーパーテストの問題の作成等でございますが、まず趣旨といたしましては、私ども各学校では学習指導要領に基づいて指導するということですから、国語と数学の目標に照らして、どれだけ実現しているかということを見たいということでございます。

調査時期が5月のことでございますから、対象としては、小学校で習った内容というふうになってございます。したがって、国語につきましては、小学校の4年生程度から6年生ぐらいまでの学習の内容が出題されてございますし、数学におきましても同様に、4年生から6年生程度の内容が出題されているということでございます。

また、この調査問題の作成にかかわりまして非常に専門的な知識、高度な専門的な知識や経験を求められるところから、専門的などころにお願いをして、この調査問題、またデータの処理についてお願いをしたというところでございます。

上野委員

私も毎月檀家に行きますので、中学生もいますから、生活学習意識調査を受けた 1 年生の子供に、どうだったと聞いたところ、意識調査においては、子供くさいねと。何で中学生になってこんなこと聞くのという答えが私にはありました。また、テストにおいても、それなりの、これから結果が出ますけれども、そんなに難しくなかったということもございましたけれども、それはそれで子供たちの一つの評価をはかるというか、これからの子供たちの教育の一つの指針になると思いますので、これに対しては私は問題はないと思いますけれども、これがやはりきちんと生かされていかないと、子供に一番迷惑がかかりますから。何のためにやったのと、中学生 1 年生で、これから 2 年生、3 年生とあるのに。これはきちんと、本来はもう今ごろ発表されてもいいはずなのですよ。5 月 10 日にやったのですから、6 月、7 月、8 月ともう 4 か月もかかっているのですけれども、これはいつごろ、その成果とかが、きちんとした形を出してくれるのですか。出さないのですか。いつごろ、めど。

(教育) 指導室寺澤主幹

学力向上検討委員会で、その学習到達度調査の結果について分析を進めているところなのですが、この調査の結果が届いたのが 7 月上旬でありまして、それからこれまで 6 回の学力向上検討委員会を開催いたしまして、国語、数学という学習生活意識調査について分析して、改善の方策等について協議しているところでございます。

今後、報告書の作成に向けて、さらに学力向上検討委員会を開催いたしまして、年内を目途に報告書としてまとめる予定となっております。

上野委員

検討委員会は、どういう方たちがやっているのですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

検討委員会の構成メンバーなのですけれども、小中学校の校長 4 名、指導室長、私、指導室の指導主事 1 名、研究所から 2 名、合計 9 名の構成となっております。

上野委員

ここにもやはり小樽の一つの実態が見えてくるといいうか、こういう調査又はテストをしながら、一般の教員がその構成員でないというのは、それもすごく私にとってははっきり言って不満ですね。先ほど言ったように、テストのときに、校長、教頭だったらまだ顔をわかっています、生徒は。毎日会いますから。教育委員会の方が行ったって、どこのお兄さんが来たか、どこのおじさんが来たかというような、私はそういうふう to 受け取る、特に子供たちは。はっきり言って、そうでしょう。教育委員会が何人行った、4 人ですか、そういう実態がまだまだこれから起こり得るといいうことは、テスト自体は私は何も否定しませんが、これはなかなか改善されませんが、はっきり言って今のところ。してほしいのですけれども、さっき小前委員から「あゆみ」、あれも何年やっていますか。それはわかります、教育なんてそんな簡単にできるものではないですよ。10 年も 20 年もかかるというのわかりますけれども、こういう実態が、本当にいいことをしながら、私はいいことと思います。いいことではないという考えもあるだろうと思いますので、それは私の考えでございますけれども、やはりそこに教育委員会の人が行ってテストに立ち会うなんていう、本当に学校現場で起きていいのかと。私は逆に言うと、そちらの方が大きな問題であるというような。残念ながら、まだまだ小樽の教育は何も改革されていないのだと、よい方に向かっていないのだというふうに、この調査一つとっても、そういう認識の下に今のところは考えています。これについていかがでしょうか。

(教育) 指導室長

今、励ましのお言葉をいただいたものと受け止めてまいりたいと思っています。

(「そうは言っていないのですが」と呼ぶ者あり)

と申しますのは、実は、この小樽市のように道内各市、今、指導室を設置しているところもございまして、情報交換などもしてまいるわけですが、小樽市においてこのような調査を行ったということについては、ある意味、ぜひ我が市もやりたいというような御意見もいただいたりしておりまして、そういう意味では、こういう基礎的な資料を得ていくということについては、これは委員からも今お話しいただいて、ありがたく受け止めているところがございますし、あわせてこの実施の対応について、これでいいとは決して思っておりません。今後また、このような調査等については行われるものと考えておりますし、そういう意味で、現状にとどまることなく、さらに半歩でも1ミリでも、いや1ミリでは大して変わっていないと怒られるかもしれませんが、とにかく志は高く持って進んでまいりたいというふうに思います。

上野委員

どうぞ、室長が半歩でもいい、それでもいいと思うのです、10歩なんてできませんから、そんなの、本当に。そういう気持ちがないと、やはり改善されないと思うのです。しかし、やはりあおばとプランというプランをつくったのですから、ぜひカリスマ性あるプランの推進に、だれかが没頭しないとできませんから、これは。

尾道市も行きましたけれども、前回は言いましたけれども、一人の教員上がりの方です。すごいです。もう私が全部やるのだと、人は要らない、何人もいてもできないのだ。私はそのぐらい、教育というのはやはりそういうことを考えていかないと、なかなか変わっていかない。けれども、何かの転換で変わっていくのだということもありますので、ぜひ、せっかくあおばとプランつくった初めての取組ですからね。取り組んでいるとは書いていますけれども、私から見れば、あとのことは何もやっていないと思います。一応は計画はしているけれども、実施した、行動で動いたのは今回初めてだと思うのです。ですから、この調査を基点にして、このあおばとプランを推進していくということに対して、教育長、最後にお願いします。

教育長

答えさせていただく前に、何もやっていないと言われましたが、私は全力を挙げてやっているつもりでございます。65項目ありますが、その中で教育委員会がやるべきことと学校でやるべきことがありまして、私どもは、今65項目の中、教育委員会のやるべきことは全力でやってございますので、それだけは御理解いただければと思います。また、学校でも校長、教頭が必死になって体は壊してはいませんけれども、実際頑張っているというのも御理解いただければと思っております。

このあおばとプランの一番スタートであります今回の調査についてであります、この調査は室長から話したように、まず子供たちの学力を高めるために基礎資料を得るということでございまして、協力を得られなかった学校もございまして、とにかく何が何でもそれぞれの学校の子供たちがどういう状況にあるかというのを調べるためでございます、そのデータがそろいましたので、それを今分析している最中です。テストといいますと、100点取ったか、90点取ったか、50点取ったかということで、それでわかるのですけれども、今回は、1人100点満点とかそういうのではないのです。一番目のテストは、小樽じゅうでどれくらいできたのかという、何度も言っておりますが、そういうものでございますので、その分析を踏まえて、これから今の1年生が2年生に上がっていく上で、欠けている部分をさらに学校で指導してもらうというようなものでございますので、そのところを御理解いただければと思います。スタートしてまだ4か月そこそこでございますが、これから5か月目、6か月目にかけまして、つぶすという言葉は大変不的確でございますけれども、それぞれ65項目、先ほど言いましたように、教育委員会のやるべきことはやる、学校でやるべきことはやっていながら、今、1学期のまとめも終わりました。今度は2学期に向けて、学校でどれだけ取り組んでいけるかということで、さらには3学期どれだけ1年間かけてやっていけ

るかというのを、また皆さんに示しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。御理解いただきたいと思います。

上野委員

教育長の力強い発言でございましたけれども、これに対してはやはり子供の親がいるということを、本当にこれが一番大事でございますので、今、先ほど、ここでもいるのです、小中学生の子供たちを抱えている、これは全庁だったらすごい数です。そういう親は、子供がだめなんていうことは思っていませんから。これ、私も一生懸命頑張ってやってきましたけれども、そういう親がいるということを、やはり教育委員会もバックボーンにそれだけの人がいるのだということを、きちんと自分の背中に背負っているのだということを思って、あおばとプラン推進のためによろしく願います。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

民主党・市民連合。

佐々木（勝）委員

いわゆる学校現場の中に我々が掲げていることは、子供にとって健やかな成長を願う、子供が主役です。大人は、私は脇役だと思うのです。また、いろいろな施策を講じるには、やはり子供の成長を願って進めるということが基本だろうというふうに思います。親の要求等もあると思います。この後、ある方向、指針について具体的に言いますけれども、そういうことで行政の進める立場の方々、それから現場を見ていくの方々、それにはやはり十分な理解を望む部分があると思います。そういうことで、一言で言えば、いろいろ発言してくる部分がありますけれども、他人には厳しく自分には優しく、こういうような感じを受けますので、その辺を踏まえながら、質問に入っていきたいというふうにといます。

財政再建推進プラン実施計画について

財政再建推進プラン実施計画の取組状況の報告がありましたので、そこから何点か言わせていただきます。

3 ページに 3 . 事業の厳選等があります。事業の厳選等について、この中に準備中及び検討中のものという事業評価システムの確立というのがあります。これは、私も以前から政策評価につながるような評価システムの確立ということで、最後には外部の方からの評価と、こういうことにつなげていってほしいというふうに思っておりました。ここのところの部分は、現状どうなっているのか、聞きます。

（総務）企画政策室小山主幹

財政の行政評価につきましては、これまで、平成12年度には、事務事業の評価をやりまして、試行をしております。その後、平成14年度には、施策評価をやりまして、これを21世紀プランの中間点検に使ったところでございます。ただ、この評価をやった上での反省として、なかなかその評価判断基準の客観性が持ちづらかったというようなことがありましたので、今、新しい総合計画を策定するに当たっては、新しい総合計画自体に成果とか、評価の基準みたいなものをのせたいという考えもございまして、それに基づいて、21世紀プランにある事務事業、今420ほどありますが、そのうちから60のサンプリングをいただきまして、新しい事務事業評価の評価票をつくって、それを各原課にやっていただいたところでございます。その結果を基に、かなり数値化に力を入れておりますので、記入に当たって難しい面をどうしたらその全体の評価をするに当たってスムーズにいくか、その辺の分析をしていく、そういう最中でございます。

佐々木（勝）委員

途中で一定程度先進的に取り組んでいる部分とか、国からの一つのひな形みたいなものがおりてきている。しかし、小樽独自の事業とか、これを何とかやっていきたいというふうに思います。今、実際に全事業というふうにな

ると相当な数だと思えますけれども、今をベースにして、今度新しい総合計画をやりますね。それに向けて今後、どういう取組になるわけですか。

(総務) 企画政策室小山主幹

新しい総合計画の中で、今、庁内で議論しているのは、総合計画の実施状況、達成度をはかるにしても、今のところ、事業費ベースで100万円のものか100万円かかったら達成率100パーセント。ただ、100万円かけて、例えば簡単な例でいくと、1億円で1キロメートルの道路をつくる、1億円をかければ達成率100パーセントなのですが、1キロメートルの道路を7,000万円で作れると、今の総合計画の分析上は達成率70パーセントと、そんな評価しかできないようなものになっているのです。ですから、新しい総合計画には、例えばその目標値、金額ではなくて何をどれぐらいやるのか、どういう状態にするのか、そういう目標値を設けたいと思っております。そのためには、現状の事業が何を目的にやっているのか、まず活動目標としては何を定めるか、成果目標としてどういうものがあるのか、そういうものを探りたいと思っておりますので、今、21世紀プランの事業について、先ほど申したように、事務事業評価をして、その中から成果目標をどうするのか、活動目標はどう設定するのか、こういうことを探していきたい、そういうことでやっているのです。

実際には、今60のサンプリングをしているわけですが、これは非常に簡単に言うと、事務事業評価のシステムは全国にいろいろなパターンがございます。その中で、私どももいろいろ研究したのですが、京都市が実施している事務事業評価システムが私なりに是非常にすぐれていると思って、それを小樽市用に一部加工しながら、今のアンケート調査の結果を受けて、そういうものがより使いやすい、現場としても使いやすい、出てきた評価自体にも客観性とかもあって皆さんにもわかる、そういうものにしたい。それを積み重ねた上で、次には施策評価、政策評価とだんだんランクを上げていって、そこに来年度いろいろな市民意見なんかも取り込みながら新しい総合計画に反映させていく、そんな考えでございます。

佐々木(勝)委員

期待しております。

それから次に、4ページ1.人材の育成と多様な人材の確保ということで、いわゆる人事評価に係ることなのですが、ここに記述が平成18年度ワーキンググループを設置したと、この内容が書かれていますけれども、この取組について答えを。

(総務) 職員課長

人材育成等の充実、人材育成方針ということなのですが、それと人事評価制度、さらには今既にやっております職員研修、この三つを絡めて、実はこの7月にワーキンググループをやりました。このワーキンググループといいますのは、各任命権者といいますか、水道局、消防、病院、教育委員会、それぞれのところから各課長に出させていただきまして、もちろん総務部の方からは次長と私、人事係長が入りまして、その中で、他都市のいろいろな例もございまして、そういったものも参考にしながら、今のところ企画政策室の話ともオーバーラップするということもございまして、例えば本州で言いますと、長野市とか、かなり先進的な事例をやっているところもございまして、そういったところを参考にしながら、まずはこの人材育成に関する基本方針、これをつくりたいということで、今検討しております。実際、7月にはワーキンググループを立ち上げまして、8月に2回ほど開催しております。これからの見込みなのですが、大体年度内に一定程度のものをまとめ上げたいというふうに考えております。

この三つ、今まとめて話したのですが、いわゆる人材育成基本方針といいますのは、総合計画で言いますと、現在あります基本構想に相当するように、そういったいわゆる憲法的なものということです。それとリンクします人事評価制度、今後、新しい給与制度が入りますと、こういったこともやっていかなければいけないのですが、そういった人事評価制度。それからまた、そういった人材育成をしていくための一つの手段であります職

員研修、こういったものをすべてリンクさせた形で検討していかなければいけないということで、現在、これからも回数を重ねまして、年度内にまとめていきたいというふうに思っております。

佐々木（勝）委員

相手があることですから、こういう制度の導入に当たっても、十分情報公開をして、そして全体のものにしていくという、こういうことが基本だと思いますけれども、その辺はどうか。

総務部長

この人事評価制度の導入については、この計画をつくる段階で、武井議員からもいろいろ御指摘も受けた部分でありまして、ただどうしても給与制度そのものが今本当にいろいろいじらなければならないということが基本にあるので、その背景といいますか、それを導入するに当たっても事業化システムという、そういったものも含めてセットに動いていかざるを得ないという、こういう事情もありますので、一定程度私どもの方で、今言ったその案件をワーキンググループで整理をし、一定の効果が出れば、関係市民団体等との話し合いをしながら理解を深めていきたいというふうには考えてございます。一方的につくったかどうかという、こういう格好は基本的には考えておりません。

佐々木（勝）委員

拙速にならないで、十分慎重に進めてもらいたいというふうに思います。

台風13号と防災対策について

台風13号と防災対策について、昨日から台風13号が小樽に上陸する、こういうニュースを聞いておりました。どうなるかというふうに心配もしていましたが、思い返せば一昨年になりますか、小樽に台風が来て、大変な被害に遭ったと。それに費やす財源も相当な額になったと、こういうことですけれども、この台風13号が北海道にやってくるということとあわせて、防災関係の方では対策を講じなければならないかというふうに思いますので、事前の部分、この部分について教えてください。

（総務）白澤主幹

今回の台風13号ということで、九州では非常に大きな被害をもたらした大型台風ということでございましたけれども、日本海に抜けた後、北上しながら次第に勢力を弱めて、昨日のいろいろな情報を見た中では、風は多少強いけれども、雨風については警報までには至らない、そういった台風になった。あるいは、今、小樽市は暴風圏域からも外れてという、そういったような予報をいろいろ気象庁を含めて情報を集めた中で、最終的には、防災担当としては自宅待機という態勢をとったところでございます。ただ、消防本部におきましては、昨日、消防対策連絡室というものを設置しまして、午後から市内において台風接近の広報活動を実施したほか、待機態勢をとりまして、早朝には被害調査パトロールを実施したというふうに聞いております。一般的には、このような大型の台風あるいは集中豪雨等が近づいた場合は、私どもとしては事前に気象庁なり、私どもが契約しております気象の会社と連絡をとりながらデータを集めまして、それに応じた態勢をとっているところでございます。

佐々木（勝）委員

消防本部だけが対策本部をつくったということですか。

（総務）白澤主幹

市としては、災害対策連絡室という立ち上げもございまして、防災担当としては、情報を集めた中では、そこまでには至らないだろうという判断がありましたので、連絡室は立ち上げず、防災担当で準備をしていた。ただ、消防につきましては、独自に消防対策連絡室というものを立ち上げて、その中で消防車を使って広報活動あるいは被害調査パトロールというものを実施したということでございます。

佐々木（勝）委員

ここに教育委員会がいますから、教育委員会として、事前の対策というか、こういう打合せというか、それはと

ったというものは、どうでしょうか。

(教育)総務管理課長

台風13号の接近に伴いまして、昨日、早々に各学校におきまして、いろいろな対策、風台風と聞いておりましたので、例えば倒木に備えようとか、あるいは植木鉢とか、看板、防球ネットなど、風に弱い部分がありますので、そういうものを点検、そしてなおかつ植木鉢を片づけさせたり、昨日、午前中に全学校にそういうような対策をとりなさいということで指示しましたし、また市の方でも、これに関していろいろな対策本部とかそういうようなものをつくることも考えにありましたので、そちらの方と連絡調整しながら、昨日の議会を終えた段階で台風の勢力が弱まったということで、本部とかそういうものはつukらないということがわかりましたので、学校に対して私どもがこちらから指示することはありませんということで伝えました。けれども各学校においてはいろいろな状況がありますので、それは今までの経験値の中でいろいろな対策を講じてくださいというお願いをしたところでございます。

佐々木(勝)委員

具体的に、対策や準備と申しますが、台風に向けて、今の話だと、各学校に取組情報を指示したということですが、特徴的なことはありますか。

(教育)総務管理課長

実際問題としては、先ほど主幹の方からもありましたけれども、いろいろな気象情報を防災担当の方からいただいておりますので、それに基づいて、我々としても動くということを第一にやっておりました。その中では、最終的には、そういうような風力も弱まったということで、教育部内でもそういう災害に対する態勢はとらなかつた、自宅待機ということにさせていただいたということで、その結果、朝方になって風力が強まったということで、各学校には地域的なところもございませうけれども、一つの例としまして、小学校では、8校で1時間から2時間の授業を繰り下げた。中学校では、2校が繰り下げたというような状況を今朝方全部の報告を受けたところでございます。

佐々木(勝)委員

この後、台風が来ないとも限らないし、それから冬に向かっての大雪と、こういうこともあろうかと思えます。それで、今のように、迅速に対応する経験をしている関係から言えば、やはり各学校、今、1時間遅らせる準備をしているという、そういうようなことも、そうしたことによって結果的に災害に遭わないという事前の対策だったと評価したいというふうに思います。

それで、防災計画をある程度改定するというか、今、防災の関係の計画を改定する取組に入っているというふうに関わってくるのだけれども、この防災計画の改訂版というものはつくる予定があるのでしょうか。

(総務)白澤主幹

地域防災計画の改訂版というお話でございますけれども、現在の地域防災計画は昭和40年に作成されたもので、以来ずっと全国における大震災をはじめとしてさまざまな災害を経験しながら、その都度、毎年必要な修正を部分的に加味しながら今日に至っているものなのですけれども、計画全体を通じて見ますと、もう少し整理が必要な箇所、あるいは改正しなければならない部分もあるようには感じているわけなのです。ただ、部分的な箇所の修正でなくて、一定程度全面的な改訂ということになれば、関係する箇所の専門性あるいは関係部署との調整、そういったものも含めてよくやっつけていかなければならないということもあって、これは時間をかけて少し取り組んでいかなければならない課題ではないかというふうに考えているところです。

佐々木(勝)委員

そうすると、防災担当3人。その中で知恵をいろいろ出し合いながらということだと思っておりますけれども、今回、台風の関係について、避難場所等についてもいろいろ変化しているわけでしょう。そういうことで、あの立派な冊

子をつくったけれども、市民周知の点からいえば、それをダイジェストにするのがいいのかどうかを含めて検討していくということでもいいのですか。

(総務)白澤主幹

避難場所についても小中学校が基本ということになってございますけれども、昨年、高校も新たに 8 校、避難所として加えたということもあって、住民の方にはどこの学校、通学区域ではなくて、近くの学校に避難していただくというふうに改めた経緯もございますし、あるいは最近では町会等の御協力もいただいて、あまり大きな災害でない場合は、体育館にぼつんとその 1 世帯などが避難しても、あまりうまくいかないものですから、町内会館等を確保させていただくということについても一定程度話し合いができましたので、そういうようなことを含めて、これから広報もそうなのですけれども、町会への個別のチラシ、そういったものも含みながら、この辺については改めてまたこの避難所を含めて、住民の方に災害の場合こういった対応をすればいいのか、周知していきたいというふうには思っております。

佐々木(勝)委員

計画の中にも出ています自主防災組織、これの進ちょく状況というか、現状を。

(総務)白澤主幹

自主防災組織の現状という部分でございますけれども、現在できているのが銭函の連合町会、それから塩谷・桃内地区の連合町会、この二つしか実施はできていないわけでございます。最近、全国的にも大きな災害が連続して発生しておりますので、町会の方としては、そういった防災意識に対する機運というか、非常に今盛り上がっているところもあるのですけれども、そういう意味で、自主防災に向けたいろいろな、例えばレスキューキッチンを使ったそういう訓練とか、そういったことをやり始めた町会もあるのですけれども、残念ながらまだ新たな自主防災組織の立ち上げまでには至っていないのが現状でございます。

佐々木(勝)委員

確かに、先ほど話が出た経緯もありますけれども、このごろは、行政サイドから結構町会の方にどんどんおりてはくるのです。だから、もう窓口は一本でなくて各原課からおりてくるわけですから、大変評判に、苦情になっているというような状況も、庁内連絡会議に戻った折にも出てくるというふうになっています。そういう基本は、自分たちのいる家は守るというのが基本ですが、小樽市の場合は、これから自主防災組織をつくるに向けて、やはり十分な理解と協力をもらうというあたりを強めていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

財政運営について

2006年度の予算を組んだと。その組み方について、これまでの 2 年間のいわゆる赤字予算を組んだということで、財源の手当等を工夫しながら赤字予算を組まないで今回提示したと。このところで、財政部長と第 4 回定例会のときにやりとりした。身の丈に合った事業なり、財政運営をしていかなければならないというふうにコメントをいただきました。そういうふうになると、この 2006 年度予算というのは、身の丈に合った予算なのか、その辺のところの評価といえますか。

財政部長

何と言ったらいいのでしょうか、行政需要というのは物すごくやはりあるということに変わりはないわけです。それは、平成 16 年度、17 年度から見ても、そうそう変わってはいないとは思っておりますけれども、そういった中で、18 年度の事業の厳選に当たっては、できるだけやはり絞れるものは絞ろうというようなことや節約できるものは節約しようということを、そういう形の中で見ていきましたし、やはりよほど緊急的なハード整備でなければ、それは例えば今回の交通記念館の経過から含めて、新しい(仮称)新博物館の整備をしなければならないというような、どうしてもそうせざるを得ないというようなもの、こういうものだとかというところでやったわけですが、

そういう意味では、現状の中で、本当にできる範囲の中で、決して見えを張ったようなことをしていないというふうには思っております。

佐々木（勝）委員

入りをはかりて出ざるを制すという言葉があります。これは、逆の用語というのはあるのですよね。

財政部長

一般的には、入りをはかりて出ざるを制すということですがけれども、以前の議会の中で、この逆の発想の話をされてきた、そういった議論をされたという経過はあったと思います。入るものはこれしかないのだから、それに合わせた支出を組むことができるかといっても、それがなかなかできないので、過去 2 回、やはりその赤字予算というものを組まざるを得なくなったわけですがけれども、それであれば逆に、支出の方を制限して、その歳入に合うような形まで制限できるかといっても、なかなかこれがまた難しいわけですから、できるだけ今までのことはもう、私の立場から言えば、今までの過去のこのバブル期をくぐってきた、結局その 10 年前とか 10 数年前に、いろいろなことでの取組というものが今非常に効いてきているわけなので、ですからそういうことを考えますと、やはりそうそうもう本当に見えを張らずに、現状の中でとにかく淡々とやっていかざるを得ないというような状況ではないかというふうには思っています。

佐々木（勝）委員

現段階での予算執行と、それからさっき見えを張らない状態で頑張るということなのだけれども、その先の見通しの部分なのだけれども、決算の見通しというのかな、この財政の見通しは一応どう思っていますか。

財政課長

2006 年、今年度の決算見込みということなのですが、歳入と歳出に分けますと、歳入の方で 4 分の 1 を占めている地方交付税というのがございまして、このうちの 97 パーセントを占める普通交付税、これが 7 月 25 日にまず決まりました。その状況を簡単に説明させていただきますと、当初予算から比べると、8,500 万円ほど臨時財政対策債分も含めてマイナスというわけになったのですがけれども、平成 17 年度と比較しますと、17 年度の予算と決算を見ますと、3 億 8,000 万円という差が生じてございました。それからいくと、今年度の普通交付税と臨財債の見込みについては、今のところ 8,500 万円ほどマイナスになっておりますけれども、ある程度その予算の振り方としては非常的に射た数字だったのではないかと考えてございます。数字的には、昨年もあったのですが、国の交付税の原資である法人税とかが伸びれば、最後に調整戻しというものがございまして、それは私も財政部長として、そういうのが戻ってくることを期待している部分も交付税についてはございます。あと、その次に多い市税の状況なのですが、調定額自体も昨年度と比べると若干減になっているということもございまして、収納状況について、現段階では、納税課の状況では、前年度とほぼ同じような状況になっているというふう聞いてございます。

今度は逆に、その歳出の方ということになるわけなのですが、今回の第 3 回定例会で、最終的に 17 年度のその収支不足、赤字額が 14 億 871 万 4,000 円ということで確定したことがまず 1 点と、さらに今回の第 3 回定例会の補正でも若干その額自体が 1 億 8,000 万円ほど増えている状況というのも、これも事実でございます。その辺につきましては、予算特別委員会とかの中で御審議をいただいたわけなのですが、そういうものを背負っている中でその予算の執行ということになりますので、事業としては、今やっている事業とかがございまして、今後、その事務事業については、その執行の中で、最大限の効果で効率的にやはりやっていかなければならないと考えてございます。ですから、執行に当たっては極力効果的に、効率的に執行していかなければならないと考えてございます。

それから、先ほど委員のお話にもありましたように、大雪とか、ああいう災害が極力ないようにというふうには、私の立場としては祈っている次第でございます。

佐々木（勝）委員

はい、わかりました。

人口問題について

人口問題に移りたいと思います。

これは、いずれ総合計画をつくるときには避けて通れない小樽市の人口ということになるわけでございますが、平成17年度に国勢調査をやりましたね、その結果といいますが、小樽市の人口構成について明らかにするということができますか。

総務課長

昨年、国勢調査を行っておりますけれども、現在出ている数字といたしましては、昨年12月に速報集計という形で報告しておりますけれども、その概数で、男女別の人口と世帯数、それが出ておりますけれども、それ以上の報告は、現在、総務省統計局において整理しておりますので、今のところ、第1次基本集計として、人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢世帯等に関する結果について、今の予定では、10月下旬ぐらいまでに一定程度の結果が公表されるだろうということで聞いてございます。

佐々木（勝）委員

そうすると、今、10月に国勢調査結果が出るということであるけれども、小樽市段階で、例えば住民基本台帳、これらは毎月集計されながら動いているのでしょうか。それから推しはかって、人口構成といふかな、これはつくれますか。つくっている数字といふのはありますか。

（総務）企画政策室相庭主幹

住民基本台帳で統計をとっております。これは、戸籍住民課の方で統計をとる形になりますので、現在は、今年の8月末ということで押さえております。それにつきましては、年少人口、いわゆる16歳未満ということでは10.5パーセント、それから生産年齢人口では61.7パーセント、それから老年人口、いわゆる65歳以上という形になりますが、27.8パーセントと、こういう数字で押さえております。

佐々木（勝）委員

全道平均、全国平均でいうと65歳以上の高齢化率は。

（総務）企画政策室相庭主幹

18年3月末の形になりますが、全道平均で申しますと、老年人口率21.5パーセントというふうになっております。これに対応しますその際の小樽市の数値は27.6パーセント、こういう数字になっております。

佐々木（勝）委員

後期高齢者が占める割合は。

（総務）企画政策室相庭主幹

同じ時点で申し上げます。3月31日現在で、13.1パーセントでございます。これに対応いたします全道平均としては、9.7パーセントという数字を把握しております。

佐々木（勝）委員

全くの少子高齢化の実態ですね。そこで人口動態を見ますと、8月31日現在で14万1,000人台ですよ。

（総務）企画政策室相庭主幹

8月末現在で、14万1,536名でございます。

佐々木（勝）委員

人口動態の場合は、あともう少しで14万を切るという状況の部分では、目に見えている形にはなってくるのだというふうに思いますけれども、前年度と比べて、減少傾向はどうなっていますか。

（総務）企画政策室長

これも住民基本台帳上ですが、平成17年1月から8月までの人口減数が1,466名です。今年、18年1月から8月までの人口減数は1,495名です。ですから、前年と比べて29名、さらに人口が減っているという、そういったような状

況になっています。

佐々木（勝）委員

自然増・自然減の数値は出せますか。

（総務）企画政策室長

結論から言いますと、自然増減の部分では、実は、今年は、去年に比べると減っていないのです。簡単に言うと、生まれる数が増えて、亡くなっている方の数が減っているということです。数字で申し上げますと、去年の 1 月から 8 月までの数字では、自然増減で 679 名が減っているわけなのです、その 8 か月間で。ただ、今年は 541 名の減ですから、前年度と比べると、自然増減では 138 名増えているという、そういう数字になっております。

佐々木（勝）委員

それで、今後、人口問題はいずれ新しい総合計画の中で取り組まれていくのだらうと思いますけれども、人口あたりはどのような流れ方で進行していくと。

（総務）企画政策室小山主幹

最初に、今の 21 世紀プランの人口はどのようなふうにしていくかといいますと、平成 7 年の国勢調査の人口が 15 万 7,022 人であった。それで、今の総合計画の基本構想では、その現状維持を基本に、最大限の増加に努めるということで、目標人口として 16 万人というものを置いております。ただ、現実問題として、今、委員がおっしゃるとおり、14 万 1,000 台ですから、ここに非常にかい離がある。この後、新しい総合計画についてどのようなふうを考えるかということですが、考え方はいろいろあると思うのですね。従前どおり、今のつくった時点の横ばいとするのか、増やすのか、減らすのかということですが、実際問題、今、日本の人口自体が減少に転じておりますので、これから特に人口減少の激しい小樽において、増やすとか、横ばいの人口をここに置けば、極めて現実的ではない。それで、今、庁内には 50 ぐらいの主な個別計画がありますが、そのうちの 11 ぐらいで将来人口を設定しております。それもいろいろな推計の仕方があるのですが、今、一番メインになっているのは、コーホート変換率法で、コーホートというのは、人口世代を 5 歳なら 5 歳置きに集団で考えて、その 5 歳の集団がどう変わっていくかという、コーホートというのはその集団のことなのですが。それを基に、今後の総合計画の中で、これから人口がどう推移するとか、これを 21 世紀プランの目標人口は 16 万人だけれども、そうではなくて、推計人口なり設定人口という形において、それを計算しながら推計する。推計したときに、上と下が当然できると思いますので、その辺の幅を現行の個別計画と整合性をとりながら設定していくということが必要ではないかと思えます。

佐々木（勝）委員

室内水泳プールの関係について

市営室内水泳プールの関係で、2 点伺います。

基本的な考え方から当面の対策案の中で、5,000 万円ほどかけて工事を行うということで話が進んでいますが、ここで言う水位、現在、高島小学校温水プールは 1.3 メートルですね。これを 1.2 メートルにするという方法で、再方針というのか、こういう形で進めるという案だけれども、水深を 1.2 メートルにすることによって、利用する団体等がやはり使いづらいというか、こういう声なんかが届いています。案とすれば、それに対する対策とありますが、サイドフロー方式しかないのか、ここのところについてはどういう判断をしているのか。

（教育）室内水泳プール館長

水深が深い方がいいという声は、私どもの方にも届いております。現状、1 メートル 30 センチメートルの高島小学校温水プールをお使いになっている団体の中でも、具体的にはシンクロ、あるいは古式泳法の会の方々が特に水深が深い方がいいという御希望を聞いております。

それで、今回示した具体案の中で、水深を浅くする、1 メートル 20 センチメートルにする方法としまして、そのサイドフロー方式をとりあえず載せておりますが、水深調節に関しては、そのほかにもプールフロアという、げた

を履かすのですが、そういう方式も検討しております。今後、それらを含めて、そういう利用団体の声も聞きながら、どういう方式が最終的にいいのかが、結論を出していきたいというようには考えております。

佐々木（勝）委員

どの方法が、さっきの話ではないけれども、費用対効果の部分があるのかもしれないけれども、利用している団体なり利用しているその部分で、そういう部分の声も聞きながらやっていくということであれば、そのところは検討に値するのではないかというふうに思います。

それから、今、高島小学校温水プールは、基本的に子供たちの学習に使われている。あいた時間を教室に使っているということですが、先ほどの説明ですと、子供たちの学習時間に影響のない範囲で進めると、こういうふうになっておりますので、そのところは十分影響のないような取組方で計画しているのかどうか。

（教育）室内水泳プール館長

先ほども報告の中で説明いたしましたが、あくまでも高島小学校温水プールは、学校施設という位置づけでございます。当初、建設したときにも補助金が導入されておりますが、そのメニュー自体の条件としまして、まずは学校の授業が最優先、あいた時間を利用して一般開放等をするということがついております。そういう意味からも、学校の授業が一番優先というのは、これは動かさないということで検討を進めていくということでございます。

佐々木（勝）委員

今日、『小樽市における高等学校教育の「在り方」について』の答申を読みました。その前段のところ、「はじめに」というところで、北海道教育委員会では、社会変化のうんぬんがあって、それらに対応し、未来を担う人材をはぐくむための高校教育の基本的な考え方と施策を示すと。新たな高校教育に関する指針と、こういうふうなプランがあります。高等教育制度の指針について、過日、後志教育局の方で意見を聞く機会があったと思います。それで、教育委員会の方では、この部分についてはどういうふうに受け止めていますか。

（教育）学校教育課長

今回、道教委の方で策定しました新たな高校教育の指針ですけれども、どういうふうに受け止めているかというふうに言われますと、高校教育のその間口の関係を担当する私としては、小樽のことだけを考えて言えば、高校については、4 から 8 学級が適切間口ということになってございますので、小樽の高校については、すべて 4 学級でございまして、当面は現状維持で推移するだろうという思いを持ってございます。

佐々木（勝）委員

その中で、全道的には 2 間口の減ということがあったり、もう一つは、石狩で 7 学区を 1 学区にすると、こういう大胆な部分があって、この適正配置計画そのものについては、過日、北海道新聞の方にも載っていましたが、非常に乱暴なやり方ではないかというような記事も載っています。今回の高等学校教育のあり方の答申についても、今後の将来を見越したあり方として目指す方向、両論併記の形になってはいますが、これを小樽の部分について、今後、道教委に対しての働きかけも出てはいますが、今回出てきた新たな高校教育の指針については、やはり問題があるというふうに私も驚いています。そういう面も含めて、問題提起をしながら、小樽の高等学校の教育のマイナスにならないような動きをつくっていききたいというふうに思いますけれども、その辺のところを含めて。

教育長

小樽にございます高等学校におきまして、これまでも保護者の皆さん、地域の皆さんのお力をかりながら何とか子供たちのために取り組んできたところでございます。ただ、今、お話がございましたが、私どもとしては、今回、行政サイドからというよりもいろいろな立場の方からの、特に小学校・中学校の P T A、市 P 連の役員の方々を交えながら、このような答申ができたものですから、これを踏まえ、教育委員会として、やはり小樽の子供たち、とりわけこれから高校生になっていく小樽の子供に、普通科それから職業科あるいは定時制、さらには私学のことも

十分念頭に入れながら高校教育に対応してまいりたいと思っています。

佐々木（勝）委員

今回のそのいろいろ指針の受止め方は、先ほど小樽市に影響がないからいいというふうな部分がありましたけれども、それは全道的に見てみれば、先ほど言ったような状況ですから、やはりその辺のところも踏まえながら、議会としてもいろいろ指導したいというふうに思っているところです。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 56 分

再開 午後 5 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

自民党、横田委員。

横田委員

自由民主党を代表して、室内水泳プール関連の陳情のうち、陳情番号はたくさんありますので省略させていただきますが、現在地にプールを残してほしいという趣旨の陳情については不採択、それから陳情第364号、これは現在地に固執せずに新市営プールの設置を求めているものですが、これについては後に述べますが、教育委員会の基本方針にも合致するものでありますので、願意妥当として、採択とする討論を行います。

冒頭に理事者から報告がありましたように、駅前の室内水泳プールについては、この存続につきましては、都市計画決定の告示、それから地権者を中心とする準備会、後には再開発組合となるのでしょうか、これの意向等により、現実問題として、現地での存続は断念せざるを得ない状況となったわけであります。この辺の議論については、建設常任委員会あるいは各予算特別委員会、あるいは本会議等々で十分なやりとりがありましたので、あえてその議論経緯にはここでは触れませんが、教育委員会が社会教育施設であるそのプールの所管ということで、当委員会に陳情が付託されたと認識しているところであります。

その教育委員会は、建設部からのそうした報告を受けまして、直ちにその対応策として、今後の基本方針を示したわけであります。一つは、新たな施設について、新たなプールですね、これについて新総合計画へ位置づけて、早期の実現を図っていくのだと。それから二つには、その施設ができるまでの当面の間、高島小学校温水プールを改修、あるいは開放時間の拡大などを行い、また民間施設と連携する等々として、その現在のプールの機能を全面的にとはいませんが、利用者のニーズにこたえるように対応策を考えているとしたわけであります。我が党としましては、こうした市教委の判断、あるいは対応を非常に評価するとともに、これらの方針が今後確実に実施され、早期に利用者のニーズに供するものとなるように改めてお願いをするものであります。

現在の地権者は、あの地でなりわいを営んでおります。この再々開発事業の成否がみずからの生活に直結しているわけであります。専門家を交えて検討された結果、プールはできないという結論に達したわけでありますから、そこに無理やりにプールを存続させようということより、これはいかに今後プールをよい方向に持っていかという議論にシフトして、議論を重ねていくことが今回のプール問題の解決に近づくものと我々は確信しております。

したがって、冒頭述べましたような陳情の処理をさせていただきます。

委員長

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第31号小樽市非核港湾条例案は可決、継続審査中の案件はすべて採択の討論をします。

日米軍事同盟の再編強化が進められている中、市民の安全・安心を確保するためにも条例の速やかな制定を訴えるものです。

市営室内プールの存続についてです。青少年や障害者や中高年齢、市民各層にわたる心身の育成、障害の克服・自立、健康維持に努めている市民にとって、市営室内プールの存続こそが緊急の課題なわけです。全くないところに新たにつくれと言っているわけではありません。駅前の再開発のためになくなるわけですから、設置者や管理者の責任として速やかに代替をつくってほしい、これが陳情者の願意です。そういった願意を私たちは酌み取り、採択を主張したいと思います。

また、他の継続審査中の陳情についても願意妥当、詳しくは本会議で述べたいと思いますが、採択を主張します。

なお、議案第29号小樽市消防本部及び消防署設置等条例等の一部を改正する条例案については可決を主張しますが、消防組織法の一部改正については、地域の実情を無視した人口規模基準での消防本部合併の押しつけで、大変問題であるということを一言指摘しておきたいと思います。

委員長

公明党、秋山委員。

秋山委員

総務常任委員会に、小樽市室内水泳プールの存続方について、継続審査中の210本に今定例会への陳情1本を合わせ、計211本の陳情が付託されております。関連し、3万6,056名の署名も出ております。この付託案件に関し、公明党としての考え方を示させていただきます。この陳情が議会に提出されたのは、小樽駅前第3ビル3階から8階部分の旧小樽国際ホテルが閉鎖されてより約5年間になるかと思いますが、このたび、この閉鎖部分の売却に伴い、第3ビル内で店舗を営む地権者や小樽市が新たな事業主の協力の下に、第3ビル再開発事業として展開するとの動きに、市営室内水泳プールを利用されている方々を中心に、プール存続を求める陳情となったというその心情は理解いたします。しかし一方、室内水泳プールを持つ小樽市は、現在、財政再建団体への転落阻止に向け、財政再建に向け一丸となって推進中の状況下にあります。また、再開発事業については、都市計画審議会で協議が重ねられ、8月30日の審議会において同意しております。室内水泳プール所管の教育委員会においても、本日、説明がありましたように、新小樽市総合計画に室内水泳プール建設を上げることを約束しております。また、プールの代替案を示し、高島小学校温水プールの改修工事の補正予算の予定もされて、要望に添うべく努力をされております。こうした現状を踏まえまして、公明党といたしまして、市営室内水泳プールとして何らかの形で存続を要望しております。

陳情第364号を採択し、他の陳情は不採択とすることを表明し、討論とさせていただきます。

委員長

民主党・市民連合、佐々木勝利委員。

佐々木（勝）委員

民主党・市民連合を代表して、議案第23号、第29号、第31号は可決、それから新たに出た室内水泳プールの現在地における陳情は不採択、それからこれまで上がっていった陳情で室内プールを現在地に存続することについては不採択、それから陳情第355号「蘭島、塩谷、銭函郵便局における集配業務の継続を求める意見書提出方について」は採択、それから陳情第364号「小樽市室内水泳プールを現在地以外に候補地を求めて存続することについて」

は採択を主張する討論をいたします。

議案第31号については、非核港湾条例の毎回の提案であります。特に、昨今見られる小樽港が準軍港化につながるような動きがにわかに出ているということを踏まえるならば、ここで非核港湾条例案を皆さんの意向を受けてぜひ賛成をしていただきたい。

それから、陳情の中で、特に蘭島、塩谷、銭函郵便局における集配業務の継続の件ですが、日本郵政公社が2007年10月、民営化に踏み切ると、それまでの間に塩谷、蘭島、銭函の郵便局に集配業務を廃止するような計画が動いているということです。特にこれらの局につきましては、小樽市の中にあっても郊外に位置して、非常に蘭島地区で現在でも1日1回しか配達されていないという場所があります。そういう意味から、これらの局で集配業務をやめると、市中心部から遠いことと1人当たりの集配区域が広がって、とりわけこの冬のような大雪では、郵便配達遅れの遅れ、それから回収数の新たなサービスの後退ということにつながり、利便性が下がるというような状況であります。そういうこともあり、政府は民営化に伴ってサービスは後退させないという約束をしたように、これまでどおり全国あまねく公平な郵便局サービスが受けられるようにするべきだと思います。皆さんの賛成をもって採択を主張いたします。

委員長

平成会、上野委員。

上野委員

平成会といたしまして、議案第31号小樽市非核港湾条例案につきまして検討した結果、前回に引き続きまして、今回も棄権とさせていただきます。棄権の態度は自席にて行います。詳しくは本会議において申し述べます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第77号、第79号、第84号、第85号、第87号ないし第89号、第91号、第96号、第97号、第103号ないし第107号、第111号、第113号、第115号、第119号ないし第121号、第123号、第126号ないし第128号、第130号、第133号、第138号、第140号、第141号、第143号ないし第152号、第156号ないし第166号、第168号ないし第174号、第176号ないし第190号、第192号ないし第197号、第199号ないし第205号、第207号ないし第222号、第225号、第227号、第229号、第230号、第232号、第233号、第235号ないし第259号、第275号、第278号ないし第313号、第315号、第317号ないし第337号、第339号ないし第347号、第365号ないし第372号及び第374号について、一括採決いたします。

いずれも採択とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、議案第31号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第355号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第41号、第62号、第69号及び第70号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。